

平成26年度涌谷町議会定例会6月会議（第2日）

平成26年6月19日（木曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 一般質問

1. 報告第 1号 専決処分の報告について

1. 報告第 2号 専決処分の報告について

1. 報告第 3号 専決処分の報告について

1. 報告第 4号 専決処分の報告について

1. 報告第 5号 専決処分の報告について

1. 報告第 6号 専決処分の報告について

1. 報告第 7号 専決処分の報告について

1. 報告第 8号 専決処分の報告について

1. 報告第 9号 専決処分の報告について

1. 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について

1. 議案第55号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第56号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	13番	大橋信夫君
14番	大泉治君	15番	遠藤积雄君

欠席議員（1名）

12番	加藤紀君
-----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 兼参事	城口貴志生君	総務課参事兼 防災交通室長	小島昭君
企画財政課長 兼参事	高橋宏明君	税務課長 兼参事	佐々木忠弘君
まちづくり推進課長	今野博行君	町民生活課長	泉沢幸吉君
町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 副センター長兼 福祉課長	高橋正幸君
農林振興課長 兼参事	村上芳行君	町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君
上下水道課長 兼参事	安田富夫君	建設課長	佐々木竹彦君
教育委員会教育長	笠間元道君	会計管理者 兼会計課長	大崎とみ子君
生涯学習課長	小野寺和敏君	教育総務課長 兼給食センター所長	高橋勝一君
農業委員会会長	佐竹榮一君	農業委員会 事務局局長	櫻田克嘉君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木健一	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

昨日は大変ご苦勞さまでございました。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。加藤議員から欠席の届け出が出ております。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎一般質問

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のありました一般質問をこれから許可いたします。

13番大橋信夫君、ご登壇願います。

〔13番 大橋信夫君登壇〕

○13番（大橋信夫君） これからまた人口問題をお伺いしますが、しっかりと答えていただければ幸いです。思っております。

その前に、いつもお見せするんですけれども、これをごらんになっていただきたい。涌谷町の年代別人口構成比ですね。これがことしの3月に出了たやつ。これが去年。これが一昨年。構成比が全然変わっていないとか、だんだん低年齢層が先細りになって、そのような非常にゆゆしき事態の中で、きのうも議員さん方が一生懸命将来の人口問題について問うたんだと思いますが、私もそういった感じの中でこれから質問させていただきます。

政府は、50年後人口1億人、50年後ですから2064年ですけれども、1億人以上の目標を打ち出し、経済財政運営の諮問、骨太方針に目標を掲げ、少子化対策に本腰で取り組むとしております。日本創生会議が全国の自治体の約半数が2040年に消滅する可能性があるとしておりますが、50年後の人口1億人ではその間にもどんどん人口減少が進み、一説によりますと涌谷町の人口は1万2,000人を割るだろうという数値も出されております。

その中で、町では中学生までの医療費助成、預かり保育、学童保育、青年就農給付金、婚活イベントへの参加等々、いろいろと定住策を講じておりますけれども、根本原因といたしまして生まれる子供よりも亡くなる方のほうが圧倒的に多い。平成24年には生まれた子供さんが106人に対し、亡くなった人は235人です。このことに危機感を抱くべきであり、少子化対策により強く取り組むべきと思いますが、出生数を増加させる手

だてをまずお伺いします。

次に、人口減少の一因といたしまして、流出人口というのがあります。年々東京あるいは大都市への一極集中が進み、東京はある意味年間7万人も流入を受けていると。しかし、大都市ほど保育所不足、幼稚園不足、晩婚化、それから超低出生率ですね。将来的に相当な高齢化社会になるだろうと言われております。それでいても雇用があり、給付水準が高いということで、地方からの流入がとまらないのかなというふうに感じます。涌谷町におきましても、震災の影響等もありますけれども、平成24年こそ転入574人、転出544人、しかしながらそれ以前の5年間で2,184人が転入、転出は2,587人と転出が403人多いです。この理論、非常に乱暴に組み立てておりますけれども、私はこのような実数に執行部も議会ももっと敏感になるべきであり、危機感を抱くべきであるものと考えております。

第3点目といたしまして、人口対策として定住人口と交流人口とうたわれております。定住が無理であれば交流人口ということでありますけれども、なぜ定住が無理なのか。涌谷町には皆さんご存じのとおり非常にアパートが多いですね。一説には大崎市と石巻市の中間にあつて、通いやすい。ある意味涌谷町には大きな店舗があつて、日常生活が暮らしやすい。ということで、アパートの需要者があるんですけども、世帯数はふえませんが人口はふえない。転入人口では、核家族化がアパートの需要を生んでいるのではないかというふうに考えます。ここで出生あるいは流出、交流人口についてお伺いします。

○議長（遠藤稯雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 13番大橋信夫議員の一般質問にお答え申し上げます。

答弁書があるんですけども、その前にちょっと私の感じていることについて、昨日も門田議員、あるいは後藤議員、あるいは長崎議員からも関連でございましたし、伊藤議員からも人口減少等々に対する課題、あるいは対策等々について質問があり、それぞれに考えている対応等々についてお話し申し上げました。しかし、これが全てではないというふうに私自身も思っておりますので、ともに町民、現在は1万7,300人に減ってきております、それをいかに維持あるいは向上させていくかは、それぞれの町民の方々に課せられた課題だろうなどというふうに思っております。そしてまたとりわけ行政、あるいは議会の議員の皆さん方もともにこの大きな問題あるいは課題解決に向けた取り組みというものに本腰を入れる本当の時期だろうというふうに考えております。企業誘致、そして定住を図るべく住宅政策の樹立、その前に企業の誘致を図るためには用地の確保もしなければなりません。電源の確保、水道の確保もおこななければなりません。そしてまた、定住という姿から見ますと、先ほどアパートというような話も出ましたけれども、やはり両にらみ、大崎市、石巻市の姿から見ますと交通の整備という姿もこれからやっていかなければならないだろうと。あらゆる課題がそこに立ちはだかっている。しかし、現実がその姿でありますと、用地を確保するためには地権者もおりますので、地権者の方々の理解と協力も得なければならない。そしてまた、人口の流出をいかに防ぐかということとあわせて、これからお話ししますけれども、若年の女性の方々にもご理解をいただく、もちろん当然男性の方々にも認識をいただくというような課題もあるでしょう。ただ、しかしそれは強制力があれば解決できる可能性もあるだろうと。しかし、強制力の伴わない理解とご協力という面からしますと、町民1万7,300人がこぞってこの問題に真剣に立ち向かっていって初めてなし得ることかなというふうな思いもあります。交流人口にしても、産業

の振興がしっかり基盤づくりがあつての姿でありますので、その辺もあわせながら、ともに勉強しながら、そしてともに英知を出して、汗を流しながら対応しなければならないということについては、きのう私自身あるいは議員の皆さん方が感じたことではなかろうかなということでございます。ぜひともに実現してまいりたいというふうに考えておりますので、どうかひとつよろしくご指導のほどお願いを申し上げたいというふうに思っています。

とりあえず答弁書がございますので、答弁書に従ってお話ししますが、ただいまお話ししましたような意味もこの中に含まれておりますので、足りないところについてはいいアイデアあるいはご意見等々いただければ本当にありがたいなというふうに考えております。よろしくお願ひします。

まず、「人口減少の歯どめ策を問う」の1点目、出生数の増加策についてであります。当町の出生数は平成20年から毎年100人前後となっており、ここ5カ年間では特に大幅な減少等は見られませんが、平成24年には122人、平成25年は90人と、若干の変動はございます。

さて、ご質問の出生数の増加策でございますが、これは非常にデリケートな問題であると考えております。議員皆様ご存じのとおり、少子化対策といたしましてはさきの一般質問で回答いたしましたとおりさまざまな対策を行っていかねばなりませんし、またこれまでも行ってきたとおりでございます。しかしながら、大きく変化している個人、特に女性の意識や夫婦のライフスタイルに、現在の社会規範、システムが追いついていないことから、女性が働きやすい環境づくり、子育てしやすい環境づくりに努めることはもちろんであります。個人としての意識や生き方、結婚、家族のあり方等々、国民全体で考えていかねばならない問題も存在しております。次世代の親の育成に向け、子供や若者が町や自分自身に自信と誇りを持ち、将来への夢を育み、涌谷町に定住して安定的な職業につけるよう、一層推進を図ってまいりたいと考えております。

人口流出の原因と対策としましては、前の一般質問でも同様の回答をしましており、定住・交流人口の拡大、住環境の整備、子育て支援の拡充等に加え、企業誘致による雇用の場の提供等をこれまで以上に充実させながら、若者の定住を促進していきたいと考えております。

次の定住人口と交流人口の増加策としましても、先ほどから繰り返し申し上げておりますとおり、さまざまな施策に取り組んでいるところではございますが、どの自治体でもこれといった定住策を掲げられないのが現状でありますし、それがはっきりと効果があらわれているというような状況は少ない感じが私自身思っております。しかしながら、引き続き議会の皆様方のご意見をお伺いしながら、定住策を考えていきたいと思っております。

また、交流人口につきましては、今年度の桜まつりは天気と桜の花に恵まれ、祭り期間中約4万2,000人と例年にない人出となりました。夏まつりにつきましても、昨日もちょっと触れましたけれども、桜まつりに負けじと夏まつり実行委員会を立ち上げ、楽しい祭りにしようとして現在企画しており、昨年を上回る人出を目指しております。こういったお祭りに加え、来町者をふやすためPR活動にも積極的に取り組んでおります。今年1月に東京有楽町で開催されました「町イチ！村イチ！」での効果は非常に大きかったものと感じており、そのほかにも一つの突破口あるいは切り口といたしまして、東京都内に涌谷町出身の方が経営する飲食店があり、涌谷町のポスターや観光ガイドなどを置いていただき、ご理解を深めていただきました。当町のPRの一翼を担っていただければいいというふうに感じているところでございます。そういった涌谷町を観光や産業の面か

らサポートしていただくことを、在京涌谷会などを活用いたしながら、交流人口をふやせないものかと検討を行っているところでございますので、これからもご理解、ご協力をお願い申し上げまして、13番大橋議員への回答とさせていただきます。

なお、先ほど大橋議員さんのほうからも前段のほうでお話ございました。先般日本創生会議の試算が発表されたということで、データ等々がありますので、それを私自身強く感じておりますので、どうかその辺はご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（遠藤釈雄君） 13番。

○13番（大橋信夫君） ただいま最初の答弁をお聞きいたしました。確かに答弁のとおりであります。しかし、このことは長年感じてきたことであり、言い古されてきたことでないのかなと。その結果が前段で指摘いたしました人口減少につながってきているのではないかと。平成13年の人口動態が発表されました。涌谷町は1,000人当たり5.07人。県内35市町村中ワースト5であります。さかのぼること3年、4年前ですかね、平成10年には5.39人でした。この際はワースト8。お隣の美里町はといいますと、6.28人なんですね。向こうはサラリーマンは若い人が多いんですけども、農業の町ということについてはうちと余り変わらない。この辺がどう思うのかということなんですけれども、今合計特殊出生率、このごろ上昇に転じておりますけれども、涌谷町の合計特殊出生率は細かい数字が出ておりません。私がつかんだ数字では、平成20年には1.40。それ以降はつかんでいないということでございます。この人口問題、町長もおっしゃいましたとおいろいろな角度からいろんな議員さん方が取り上げて、問題提起をいたしております。しかも、今議会だけでなく、議会ごとにこの問題、皆さん方が話題を提供している。今答弁いただいたような対策を講じていくなれば、やはりしっかりしたデータをつかんで、数値目標を掲げながら事に当たるべきじゃなかろうかと思いますが、この数字をどう捉えるべきか町長の考えをお聞きします。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それについては、昨年も大橋議員のほうからいろいろと人口問題あるいは将来の涌谷町の姿等々についてご指摘、質問があったわけでございますけれども、私先ほどお話ししましたようにこれが妙策だという姿というものは今の涌谷町の現状からしますとちょっと難しいところがあるなというふうに私自身感じております。何よりも流出させないその姿、若者が高校あるいは大学を卒業しても町内に残れるような姿づくりをしていかなければならないということであるのかなというふうに考えております。そうしますと、通勤の姿、あるいは町内の企業の雇用というような姿でありますけれども、やはり将来の姿を今の中学生あるいは高校生の就職希望等々を把握しますと、あるいは立志式等々でお伺いしますと、涌谷町の中で事業を行って、果たして生活できるその姿になり得るもののかなというような疑問もございます。やはり仙台あるいは首都圏の人口の密集したところでいけば、そういう自分の将来の希望にかなった仕事に就職できるというような姿になるのかなという思いであります。希望的観測で言えば、その方々が将来腕に技術等々を持って、この涌谷に戻ってくれば一番いい姿であるなというふうに感じておりますけれども、やはりそういう面からしますとこれも一つの大きな対策にしなければならないのかなというふうに考えております。

そしてまた、出生数といいますとやはり同じような問題で、定着が少ないから出生数も少ないという姿になりますので、いかに定着をさせていくか、これが大きな要因になるだろうということでございます。そういう面

では、いわゆるアパートではなく、住宅政策、子育てにふさわしい住居というものも考えなければならないだろうということでございます。現在、東日本大震災から3年3カ月を経過いたしまして、何とか被災者の方々の災害公営住宅を建設するような状態になりまして、来年度までは48戸完成させる状況になりました。それとあわせた姿づくりもこれからやっていかなければならないというふうに感じておりますので、その辺もあわせてよろしくご指導のほどお願い申し上げたいなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 13番。

○13番（大橋信夫君） 今、町長から答弁ございました。まさしく私もそのとおりだなと。しかし、人口減少問題、ここに来て急にあらわれたのではないですね。今までずっとこういう傾向があった。今回、日本創生会議がそのような数値を出したことにより、各自治体が急激に問題視し始めたというのが実態でなかろうかというふうに思っております。議会報告会でもいろいろご議論いただきました。子育て環境の整備、あるいは今町長が申されました結婚に対する考え方、あるいは家庭環境のあり方、そういったものもいろいろご指摘、ご提言をいただきました。さらにまた、結婚しても子供は要らない、つくらない、独身の自由さを失いたくない、仕事や学業に打ち込みたいという調査結果もあるようでございます。それはそれでよしとするんですが、それでその方々の人生が成り立つのかというふうになりますと、やはりしっかりした道德教育というんですかね、そういったものが必要なのかなというふうに感じます。

さらにその後、子供は生みたいんだよ、仕事も続けたい、しかしながら子供を持つ場合の条件として働きながら子育てができる職場環境が芳しくない、いわゆるハードな職場は結婚しました妊娠しましたよと言うと余りいい顔をされない部分があるそうです。聞いたわけじゃありませんよ。伝え聞いた話で大変失礼なんですけれども。そういった環境もあるらしいです。しかしながら、片方では将来人口減少についていろんな問題が提起されている。この問題が一つの要因でもあるんじゃないかというふうに感じます。

以前、あるお母さんに聞いたことがあります。子育てに専念させてくれるならば、出産はいとわないと。確かに男性にはできない仕事、能力を持つのが女性でございます。そういった方々の崇高な使命をやはりしっかりと遂げさせてあげるのが、ここにいる我々、執行部、議会も含めての課題ではなかろうかと思いますが、子育てに対する理解も進んでいない、このことが今議論されている人口問題につながっているのかなと思いますけれども、町長いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それも一例があるのかなというふうに認識はしております。いわゆる子育てしやすい施設整備等々については、これが完全だというわけではございませんけれども、昨年さくらんぼこども園、ゼロ歳児から3歳児の低年齢児の待機児童ゼロ、あるいは受け入れ体制の姿づくりをさせていただきました。そういう整備もありまして、幾らかでもなじんできていただいたのかなというふうに感じております。

要は、今の若い方々、お母さんでもお父さんでも、あるいは独身の女性でも男性でも、価値観というものについてやはり田舎はいいよ、あるいは田舎は過ごしやすいよというような環境づくりも当然していかなければならないだろうというふうに思っております。今、涌谷町は基幹産業が農業でございますけれども、果たして今の経済情勢あるいは農政の状況から見ますと、後継者がほとんどいない、いないと当然嫁さんも来ない、いたとしてもそれは独身で過ごすような世帯が多くなっているというようなことで、きのうも後藤洋一議員のほう

からご指摘いただきました。でありますので、これは行政だけの姿というよりも、産業も含めた大きな器の中で一つ一つ解決をして、手だてして、財政投入をしなければならない具体的な事案があれば、即これはその方向に向けた対応をしていかなければならないのかなというふうに私自身今感じておりますけれども、やはりそこには先ほどお話ししましたように企業用地にしる、あるいは住宅用地を確保しようとするにせよ、町民の方々のご理解とご協力がなければならぬし、さらにそれについては例えば農地でありますと優良農地を確保するということについては、以前長崎議員さんのほうにもお話ししてありますけれども、やはり農振地域を解除するためには幾多のハードルを超えていかなければならない問題も存在しておりますので、その辺もあわせて対応をしていかなければ、なかなかこの問題は解決できない姿が現実に涌谷町にあるということでございますので、議員さん方その辺のところをしっかりと受けとめていただいて、企業用地を確保するために「ここならいいだろう」といったところについては、多少のハードルあるいは町民の皆様方から難色を示される場合もあろうかと思っておりますけれども、そこを超えて、実現に向けた取り組み、私はしっかりと汗を流してまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひご協力をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくその辺もあわせてご指導をお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 13番。

○13番（大橋信夫君） 問いただせば問いただすほど町長の言うとおりでございます。

それで、さらにまた一つの要因がございます。ここに一つのデータがあるんですけども、青森県が子供を持つ親2,000人を対象に、いわゆる子育てに関する障害は何かというアンケートをいたしました。そしてまた、子供をどれだけ生みたいかというアンケートもとったそうであります。実際は、「本来は3人でも生みたい、4人でも生みたい」という答えが返ってきました。しかしながら、実際に生むという意識の中では、それぞれ「3人生みたい」と答えたお母さんが2人だったり、あるいは1人だったり、「4人生みたい」というお母さんの答えが3人だったり2人だったり。本当はこれだけ生みたいという希望、願望がありながら、そこに至らないという答えがここにあります。経済的理由で抑制という、非常にショッキングな見出しでございますけれども。

それで、なぜなのかということですが。「教育にお金がかかる」と答えた人が約4割ですね。それから、「食費、衣服費、もろもろにかかる」というのが34%。4分の3の回答がここに来ている。実際に幾らかかるのかということで、ちょっと調べさせていただきました。涌谷町なんですけど、小学校の場合、教育費プラス給食費で4校平均で年間4万8,200円。1人ですよ。中学校ですと、学年ごとに違うんですけど1年生で10万3,500円、2年生で9万5,600円、3年生で7万8,000円。中学校の場合ですと学校徴収金ということで給食費からその他もろもろの経費まで一括して集めますので、この数字で済むんですけど、小学校の場合は今挙げた数字が教材費と給食費ですので、その他の経費も、例えば修学旅行の負担金とか、そういったものもございます。それで、小学生1人と中学生1人を持った場合、年間で15万1,700円かかります。ということは、普通の若いお父さん方の1カ月分の給料が子供2人の学校徴収費で消えてしまう。そのことが非常に重荷になっているという答えがここにあります。

さらにまた、先ほど申し上げました子育て環境ですね。職場環境。やはり何を求めたいかということになりますけれども、教育費の負担軽減、あるいは保育園や幼稚園にかかる費用の負担軽減、児童手当や扶養控除の増

額、まさしく一昨年、常任委員会で長野県の下條村へ研修に行っていました。その下條村で実施されていることが、ここに願望として挙げられております。幼稚園あるいは保育園、小学校、中学校の教育費に対する支援制度についての考えをお聞きします。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 教育費の支援制度についての前に、ちょっとお話をさせていただきます。

確かに子育て等々については、特に就学しますと学費、いわゆる義務教育の学費以外の学費が相当かさむということは前々から私自身も感じております。それでは、じゃあどう手当てをすればいいのかということについて、考え方がまちまちなのかなというふうに考えております。失礼ですがお金がぎりぎりの生活をやっている家庭では、やはりなかなか難しいという姿でありますし、ある程度余裕のある家庭ですと塾に行かせたり、あるいは高校から大学へというような姿もできるというような状況が見受けられるというような姿であります。これは日本以外の韓国あたりでは特に顕著にあらわれているのかなというようなことで、日本もそういう目を向けた国策としての取り組みというようなことで、平等な姿で子供たちを教育環境になじませるということが大きな姿になるのではないかと考えてはいますけれども、町としてじゃあどのような手だてができるかということでございます。

育てる環境といいますと、先ほどお話ししましたさくらんぼこども園等々の姿、そしてまた子ども医療費の助成の関係、あるいは健診等々に対する負担の軽減等々、やれる姿については十分ではないのでありますけれどもやってきております。そういった面からしますと、価値観の違いというものが大きくあらわれているのかなというような感じもいたします。いわゆる学費、子育て関連として就学の助成のような、就学資金の貸与のような、そういう姿をもっともって年齢を下げて対応できるものならば、しっかりとその辺も教育委員会ともども検討しなければならないときに来ているのかなというようなことでございます。今、高校生あるいは大学生についても、少ない金額ではございますけれども奨学資金の貸与の幅を広げてきております。少子化の関係で、予算計上よりも少ない姿の貸し付けのような状況もあります。これは後で教育長さんのほうからお話をされれば、大体そうかなというふうに思いますけれども、そういう面で子育てに伴う教育費の支援というものについては、今話しましたように高校生、大学生、もっと必要ならば中学生あるいは小学生という義務教育でございまして、その辺のところはちょっと皆さんの考えもまちまちだろうというふうに思いますので、その辺の支援の枠を広げる、いわゆる対象を広げることじゃなくて金額を高めるということになれば、いろいろと財政等々とらみ合わせながら対応していてもいいのかなという考えもあります。これは議会の皆様のご理解とご協力を得なければならない問題でもありますので、その辺については教育委員会等とも連携をとりながら、財政状況を把握しながら対応していかなければならないのかなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

ことしの対応等々の傾向等々について、教育長さんのほうからお話しいただければ、参考までにありがたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（遠藤釈雄君） 通告者以外ですが、特に許可します。教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） 今、町長からこちらに振られましたけれども、今年度は奨学生に11名が希望いたしまして、涌谷町の貸与の基準に照らし合わせて、審査の結果、11名全員貸与内定でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 13番。

○13番（大橋信夫君） 次に、人口流出の問題に移ります。

先ほど町長が申し上げましたとおり、涌谷町は農業が基幹産業であると言われてまいりました。近年、外圧、あるいは国内経済界の内圧などで、成り立たないくらい農業は追い込まれております。本来そこで生活すべき、あるいはそこで生活した農家、農業者が生活できれば、営むことができれば、急激な人口減少はあり得ないんです。ここで生活を営むことができなかつた方々が、流出人口の一翼を担っているのかなど。言い方は変ですけどもね。とするならば、その辺のところにメスを入れる必要があるのではないかとこのように考えます。商業者も同じであります。涌谷の商業、卸が昔から盛んでありまして、町外にも市場を持っています。しかしながら、涌谷町の農業が涌谷町の商業を支えてきたという時代もございます。そういったことも考えるならば、農業者イコール商業者もその土地でしっかりとなりわいを営むことができれば、このような形もある意味緩やかなカーブになったのかなという感じです。職業としての農業、食える農業、漁業を1次産業としているまちもそのとおり漁業の衰退とともに人口減少が甚だしいという答えも出ております。なおさら、米依存社会から多様な生産構造へ変化を求めるわけですが、この際に涌谷町農業の、今町長もしっかりと認識しておりますけれども、このように変えていきたいという思いがあればお聞きいたします。圃場の問題でありますとか、町内の業者が町内産の大豆を求めておりますけれども、応じ切ることができないというのもある意味生産構造が追いつかないというところがございます。その辺の考えをお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 今度は産業の関係で定住策というような状況でございますけれども、きのうも伊藤議員にお話しいたしました。農業の関係でいいますと、もう古くから歴史があつて、営々と耕地を営まれてきた姿がございます。その過程には、災害やら、あるいは冷害も含めてそうなんですけれども、そういう面をさらに乗り越えて、営々と営まれてきた農業の歴史があります。ここに来て何ゆえ大きく変化しなければならない状況になったのかということについては、大橋議員さんも篤とわかっているというふうに思いますけれども、生産過剰での減反政策、いわゆる開田政策等にも一因があろうかというふうに思いますけれども、減反政策が絡んできます。これは地球規模での米の過剰という姿もあわせてでしょうけれども、それによって大きく農業の形成が変化してきた。そしてさらにそれに合わせた大規模化というような状況になりまして、いわゆる小作をしている、あるいは兼業農家をしている方々が農業から離れてきたと。農家が農業を営まなくなったということの裏は、人口減少の始まりであるわけでございます。農業経営者が少なくなれば、農業経営者はみずから後継者を町外あるいは都会のほうに出て行って生計を立てるような、そういうふうな姿になった、これが始まりで、ずるずるずるずるとそういう姿になってきた。これは国策がそういう姿であつたから、国が悪いんだと言ってもどうしようもない姿が出てきている。これは日本全国、農業経営を見てもしかりだというふうに思います。それから大規模化あるいはいろんな対策を講じながら、今の状況になってきた。さらに農政転換を図らなければならないと。これは世界の米事情、農業事情もあわせての日本の農業の生き残りをかけたその姿でございますので、さらに大きな大きな基幹産業を農業とする涌谷町のような町はどンドンどンドン人口減少に追い込まれていこうということでもあります。でありますので、農業という姿だけで捉えるのではなくて、大きな産業、農業も産業でありますけれども、それ以外の大きな産業に目をつけて対応をしていかなければならないと

ということで、きのうも、何回も話しますけれども伊藤議員さんにもご理解を求めたわけでありましてけれども、やはり現実の農業と農業以外の産業とを今後どのようにマッチングさせながら生き延びをかけて、そこに人口の定着を図ろうとしていくか、これが大きな涌谷町の今後の鍵ではなかろうかなというふうに私自身は考えております。総合産業が農業、そして人がいる、人口の多い少ないは別にしても、日本の人口1億2,000万人の食の生産地とすれば、生命産業でもあるわけでございます。でありますので、英知を働かせながら、82平方キロメートルの涌谷町の町土をいかに有効にフルに活用させていくかは我々町民の、これから生きていかなければならない大きな大きな責任ではなかろうかなというふうに考えております。でありますので、先ほど1万7,300人総がかりで英知を出しながら、生き延び策、それから後世に涌谷町の名を残すような姿づくりをしてまいりたいなと言ったのがその辺のところでございますので、どうかご理解とご支援をお願い申し上げたいなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 13番。

○13番（大橋信夫君） 次に、交流人口の問題に移ります。

町長の1回目の答弁のとおり、桜まつり、夏まつりなど、数多くのイベントで多くの方々に涌谷町に来ていただきました。携わりました職員の方々、祭り関係の方々に感謝申し上げますが、今後大石田町や十文字学園との交流、さらにまたアンテナを高くして検討・工夫することで交流人口をふやしたいと、それはそれで結構だと思います。その交流の将来像が、涌谷町に将来住んでみたいと思わせるような工夫もしかるべきだと思います。交流を重ねながら、住んでみたいと思わせるには時間も手間もかかります。一朝一夕には進みません。しかし、手をこまねているわけにはいかないんです。この問題に気づいた我々が、議論をしている我々が今行動を起こさなければ、解決されない。

一つご提案申し上げます。これは川崎市が実施している「夏休みふれあいサマーキャンプ」と。昨年なんですけれども、日本全国、島根、和歌山、長野、岩手、北海道、ここに小中学生20人前後を派遣して、3泊4日で体験交流をしてもらおうと。どうですかという声がありましたので、涌谷町でこの交流メニューをそろえることができるならば、可能性もあるというお話を伺ってまいりました。

きのう、企業誘致で人口をふやすという議論がありました。確かにそのとおりであります。そこに定住の鍵があるんですね。そこで働く人たちがいかに涌谷町に定住してもらうか、そのことが人口増であったり出生数の増であったりとなるのかなと考えておりますが、流出の一因に「活気のあるまちへ行く」という答えもございます。町を理解していただき、涌谷町に将来住んでよかったというまちづくりや活気のあるまちづくりをすることが、いわゆる企業で働く方々の定住の地にもなるのかなど。そのほかにもいろいろと策はあるかと思っておりますけれども、そのことも受け入れていただければと。

この事業で、早い段階から涌谷町を理解していただきまして、将来を考える。時間もかかります。しかしながら、ここで議論されていることを現実のものとして捉え、行動に移すには、常に結果を確認し、次の課題を探らなければならないと思います。きのうの答弁、町長は「関係する課の連携を図りながら問題に対処する」と答えております。それならば、いっそ専門課の設置、人口問題あるいは少子化問題、私がいただいた答弁書は出生とは関係のない課でございますけれども、そういった各課で抱えていることを一括して議論し合える課の設置はどうかと思っておりますけれども、ご提案申し上げます。

政府は50年後に1億人の人口を維持するとしております。恐らく本腰で来ると思います。その際に、いろんな施策が挙げられてくるだろうと。それをいち早く取り入れて、涌谷町の対策に結びつけるためにも、こういった専門に考える課が必要でなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） ご提言ありがとうございます。改めてまた大橋議員さんに振り返ってみたいと思います。ですけれども、これまでもグリーンツーリズムだとか、そういう面で農業経営者の方々のご協力をいただきながら、都会の方々、あるいは仙台あるいは都心に住んでいる方々を呼び込んで、事業展開をした経緯があります。これについては、いつの間にか立ち消えになったということがございますけれども、やはりその辺についても何が課題であったのか、どのような要因でそのような立ち消えになる状況ができたのかということをよく検討しなければ、今回の姿もなかなか難しいところがあるのかなというふうに考えております。今、現実に神奈川のゆめコープ、いわゆるパルシステムの皆さん方、大崎、美里、涌谷のJAを中心といたしまして、迎え入れ、あるいはこちらからそういう関係者の方々、いわゆる農業経営者の方々等々が交流をしております。何とか今のところ交流を重ねておりますけれども、やはりそういう面からしますと、だめだったからだめで終わったということじゃなくて、それを越えるその姿づくりがどうなのかということがしっかりとなされていないと、せっかく今お話しされましたそのいい案についても持続可能な姿というのは難しいことになるのかなという思いであります。ぜひ私は取り入れて、持続させていきたいという思いはありますけれども、受け入れる側の農業の方々あるいは商業の方々の皆さん方について、住宅問題だとか、あるいは取り組みの連携の姿だとかということについて、一過性ではしないと、しっかりとした確立した体制づくりを整えて迎え入れないと難しいのかなというふうに考えております。これまで交流してまいりました韓国の姿、そしてまた今お話しされました十文字学園女子大学の方々、あるいは大石田町の方々等々に対しましても、やはり町民のご理解をいただかなければ、行政だけというだけではなかなか、1回目、2回目はいいんですけれども、後に続かないその姿があるものですから、ぜひその辺もあわせてよろしくご指導をお願い申し上げたいなというふうに思います。

課の設置等々につきましては、昨年行革大綱等々に基づきまして、改めて農林振興課がJAさんと密接な関係をつくりながら、JAの営農センターをお借りしまして、事務をとらせるような姿にしまして、やはりこれも一つの大きな連携のあらわれではなかろうかなと。そこに農業経営者あるいは生産者の方々との交流ということの大きな器ができれば、これは大きな問題解決の糸口にもなるだろうし、改めてこちらのほうにはまちづくり推進課というものも設置いたしました。力不足といえばそれまでなんですけれども、やはり限られた町職員の人数ですと、難しい対応に力不足のところもあるわけがございます。でありますので、今取り組んでおります生薬まちづくりの会等々についても、興味のある方あるいはぜひ立ち上げて将来の自家生産、そして販売までに力を加えようというような姿で今取り組ませていただきました。組織体ができるということは、それだけ大きな大きな町の職員の補完的なパワーになるという状態でございますので、これからはさらに輪を広げているながら、農業経営者あるいは生産者の方々あるいは商業者の皆さん方にもご理解をいただいて、結束しながら対応するということが大きな力になるものだというふうに私自身考えておりますので、ぜひ大橋議員さんも生産組織体の大きな大きな核となっておりますので、その辺もご理解をいただいて、事あるごとにこういう方向でどうだと、あるいはこういう企業と連携したらどうだということを言っていて、それに段取り

をしっかりと我々としても頑張ってもらいたいというふうに考えておりますので、それこそが大きなしっかりとした涌谷町、将来までの存続を目指す姿になるのかなというふうに思っておりますので、どうかひとつその辺もあわせてましてご指導、ご協力のほどをお願い申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 13番。

○13番（大橋信夫君） 行革を行ったばかりで、いろんなことは難しいということでございますけれども、最後に産業部門の話になったようですけれども、冒頭示しました年齢別人口構成比、あのデータは健康課なんですね。いわゆる少子化を考える、その少子化を支える1次産業を考える。となれば、常に横の連携のできる場所、課同士の連携もそれは必要ですけれども、常に情報交換できる場所あるいは部門があえて必要なのかなと思いついて、再度町長にお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） これにつきましては、毎月1回定例の課長会議を開いております。話題がそういう面が出てくれば大きな大きな成果につながるのかなと。あるいは班長会議等々も随時実施しておりますので、一つのテーマを掲げながら、具体的にそれを詰めていくということ、ぜひこれから具体的に指示しなければならないのかなというふうに考えておりますので、あわせてご理解をいただきたいというふうに思います。（「終わります」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。再開は11時5分としたいと思います。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

1番大友啓一君、一般質問席へ登壇願います。

〔1番 大友啓一君登壇〕

○1番（大友啓一君） 1番大友でございます。議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

この質問も「とらぬタヌキの皮算用」ではありませんけれども、どういったことでもシミュレーションしておくことが大事ではないかと、こういった観点から質問させていただきます。世界農業遺産に向けてということで、質問いたします。

1点目でございます。先月の12日に、大崎市、美里町とともに大崎地域世界農業遺産推進協議会を立ち上げたことは新聞等々で皆様もご存じかと思えます。ことしの秋ごろですか、農林水産省の専門会議の国内調査を経て、ことし末には国連食糧農業機関、これはFAOと言うそうでございます、そこに申請して、来年の春ごろのFAO認定会議で審議される予定と聞いております。これが認定されれば、大崎地域はもとより当町においても大変貴重な財産になると思われませんが、そこで認定された場合の農家へのメリットはどのようなことが

考えられるのか、町長にお聞きます。

次に、2点目でございます。これは1点目と関連することでございますが、現在の水田の多くは地域社会の衰えや耕作放棄、生産物の安全性に関する信頼の喪失、環境への負荷など、いろいろな問題を抱えています。そういった中で、今至るところで環境保全型農業、有機農業、それから冬水田んぼなどに取り組んでいる自治体も多々あります。当町においても、農業遺産の認定を見越して、農産物の付加価値向上にもつながると思いますが、生物多様性を高めるさらなる水田の環境保全に向けた取り組みの考えなどを伺います。

○議長（遠藤釈雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 1番大友啓一議員の一般質問にお答え申し上げます。

「世界農業遺産認定に向けた取り組みについて」のご質問でございますが、まず国際連合食糧農業機関（FAO）世界農業遺産に関しましては、去る2月18日に大崎市においてその概要についての説明会が実務担当課長レベルで開催されました。その内容につきましては、大崎地域は緑豊かな森林地帯と、それによって育まれる豊かな水資源に恵まれた中で、水田農業が古来より綿々と引き継がれ、現在でも日本有数の米の生産地として継承されていること、この水田農業が継承されることで、人々の生活や日本の食料を支え、豊かな生物生態系、農村文化や景観などが育まれていること、特に広大な水田地帯はマガンなどの渡り鳥の餌となる落ち穂を供給する生物多様性の面でも重要な役割を果たしており、湿地環境の保全や渡り鳥と共生する水田農業の取り組みについては国内外から評価を受けていることなど、大崎地域における水田農業の営みを次世代に継承し、保全していく必要があることから、地域関係者と協議・検討を重ねながら、世界農業遺産システムの申請・認定に向けた取り組みを進めるとのことでございます。

その後、大崎市単独ではなく、隣接市町と共同で登録を目指そうと、大崎地方の4町と伊豆沼・内沼を抱える2市に申請母体となる協議会設立の打診があり、このうち蕪栗沼周辺水田に近い涌谷町、美里町がこの趣旨に賛同し、1市2町と関係する農協やNPOと連携して取り組むため、先ほど質問があったように去る5月12日、大崎地域世界農業遺産推進協議会を設立した次第でございます。本年秋には、農林水産省専門家会議により、国内審査を経て、年末にはFAOに申請し、来年の春ごろの認定会議での認定を目指すものでございます。そのような経過を現在たどっております。

さて、1点目の「認定された場合どのような農家へのメリットがあるのか」ということでございますが、1つは認定地域の農産物の付加価値向上及びブランド化、2つ目は営農と生物多様性向上の結びつきを再確認することにより、生産者の意識向上と環境保全型農業のさらなる推進が期待されるというものでございます。また、地域の認知度向上につながり、グリーンツーリズム観光交流などを通じた地域の活性化にもつながるものと考えております。個々具体的な農家の利益ということじゃなくて、総称した価値観の姿ということになるというふうに認識しております。

2点目の「付加価値向上のため、生物多様性を高める水田環境保全に向けた整備の考えは」ということでございますが、現在涌谷町では名鱈地区、鹿飼沼地区の2地区で圃場整備事業が進められておりますが、昨今の圃場整備は生物多様性と自然環境に配慮した施工が求められてきております。旧迫川右岸土地改良区の鹿飼沼地区圃場整備事業につきましては、森俊彦元教育委員長の指導を受け、水田魚道の設置、いわゆる水田の中に魚

の通る道ですね、水路に落ちたカエル、蛇、モグラなどを救うお助け溝の設置、魚類の越冬用に一部水路の深度化、また事業区域内に植生する古代ハスの保護などを行う設計となっております。また、圃場整備とは別でございますが、蕪栗沼南側水田36ヘクタールの冬水田んぼの維持管理も行っているとのことでございます。これから新たに始まる圃場整備事業につきましても、生物多様性を高める環境に配慮した整備・施工を図る予定でありますので、なお一層のご理解をいただきながら、これに対するご協力をお願い申し上げまして、1番大友議員への回答とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） この農業遺産というのは、ユネスコの世界遺産は建物や自然そのものなんですけれども、それに対してFAOの農業遺産、ジラスと言うんですね、片仮名で。グローバリー何とかかシステムと、私英語わかりませんので、頭文字をとってジラスと言うそうでございます。これは農業システムが登録対象になるようでございます。ただいま町長の答弁にあったように、次世代への継承を目指すものとされております。現在、世界では25地域が認定されているようでございます。日本では新潟県の佐渡、それから石川県の能登を筆頭に、5地域が認定されております。この農業遺産は先進国では珍しいということで、ほとんどアマゾンとか中国の奥深いところが主なようでございます。今回、大崎地域が認定されれば、日本で6地域目となります。これも認定された場合ではございますけれども、農業を営んでいく、続けていく上で、何らかの制約は発生するのでしょうか。いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 制約とのことでございますが、その点につきましては協議会が立ち上がったばかりで、私たちが参加している幹事会も第1回目の会議が始まったばかりで、その点まではまだ協議してございませんので、ちょっと不明な点がございます。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） この前の18日に会議があったそうでございますけれども、その中でそういった話は一切まだ出ないということですか。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 6月2日に第1回の幹事会がございました。それで、世界農業遺産に取り組む1市2町でどういうものを盛り込むかというようなことで今話し合っている最中でございまして、その制約とかについての話はまだ一切出ておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） 制約に入るかどうかわかりませんが、やっぱりこういうシステム上ですかね、その場所の維持管理の報告とか、どういった伝承をして、その地形をどういうふうに維持していくか。こういうのが制約の中にこれから入ってくるんだろうと思いますけれども、やっぱりこれは大崎市が中心になって進めて今いっていると思います。その制約はまだ出ていないということで、私はこれは登録が目的ではないと思うんですね。登録したから終わりではなくて、むしろ登録された後が重要だと思います。そういった中で、総合的に町としてこういう登録をどのように生かしていくのか、また涌谷町として何を目指していくのか、もし町長、ビジョンみたいなものがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 先ほど制約という言葉が出ましたけれども、この制約という言葉、ちょっと私聞いて意味が理解できなかったんでございますけれども、そういう意味の制約だったのかなと思って、今ちょっとひらめいたところがございます。要するに文化財保護という姿で、指定されたならばその区域の建物の所有者、あるいは景観等々についてはその関係する方々がしっかりと対応して、維持していかなければならない制約があるんですよ、そういう意味なんだよね。（「そうです」の声あり）そうですね。

今、農林振興課長がお話しされましたように、その後のことについては具体的なところもございません。私も1回きりの会議で、まず設立をして、登録に向けた取り組みを事務レベルでしっかりと協議しながら、ある程度の素案ができた状態のときに首長クラスがその会議に参加いたしまして、いろいろとみんなでいくというような姿になろうかというふうに思っております。そこまでのところについては、今現実に涌谷町として該当する区域は大体想定はしているんですけども、今現実に水田だけに限らず、景観等々も含めた姿、加護坊山だとか、あるいは篁峯寺だとか、篁岳山系とか、そういう姿も含めた大きな器の中で総称した取り組みがなされるんだろうなというふうに私自身認識しております。でありますので、現実に認定された以降の制約というものについては具体的にまだ把握はしていませんけれども、当然受益者あるいは町あるいは関係する団体等々についても協力要請がなされるのかなというふうには、今話を伺って考えたところでございます。そのときには、それなりの考え方等々を持ってまいりたいなというふうに思います。出すからには、やはり国の認定でございますので、国もかかわってくるというふうに認識しておりますので、どのような姿でこれが出ていくのか、事例では佐渡や能登も既にそういうところに登録されているということでございますので、もう少し担当のほうで勉強させていただいて、その登録後の姿がどういう制約あるいは負担等々があるのか勉強させますので、よろしくをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） 今、文化の伝承、景観の保全の話が出ました。先ほども言いましたが、登録がゴールではないはずでございます。これを契機に、町民と、もちろん関係機関でこれに向かっていっているようでございますけれども、そこを連携して、実行委員会など立ち上げるなどして、改めて文化の伝承、それから景観保全、そして環境教育などに力を入れていくことも考えてもよいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 参加させていただいておりますので、今のところは雲をつかむようなそういう姿でございます。どの程度煮詰まってくるのか、あるいは大崎市がプロジェクトをつくって今煮詰めておりますので、そこに町としてかかわる分野がどの部分なのか、あるいは負担がどうなのか、協力要請される面についてはどういふ分野が具体的にあるのか、今後伝承されていかなければならない分野としましては、当然そういうものが働く状況が常でありますので、大友議員さんおっしゃいますように登録がゴールではない、登録以後の維持、伝承が大きな大きなウエートを占めるということは間違いございませんので、それもあわせて考え方等々についていろいろと協議の場で検討してまいりたいなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） 町長の考えも私の考えもそういう方向に進めていってほしいと。

あともう1点ですけれども、認定されると国内だけでなく国際的にも知名度も高まると思うんですね。農林振興はもちろんですけれども、農産物販売などに活用することも可能になってくるはずですよ。また、観光振興のきっかけとしても期待できると思いますが、観光に生かすような取り組みなどこれから考えていくんだらうと思いますけれども、もし何かそれに合わせた考えがあればお聞かせ願います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） これにつきましては、1回目に答弁した内容で充足されるものがほとんどかなというふうに思います。あとはどのように運用していくか、あるいは表現していくかにかかっているのかなというふうに思っておりますので、それについても現実に認定がされるかされないか今のところわかっておりませんので、私も何とも言える姿ではありませんけれども、もしそういう状態で認定されたということになれば、それに伴う具体的な涌谷町としての具現策というものも必要になってくると。今話されましたように、観光あるいは交流、いわゆるグリーンツーリズムのような交流等々、そしてここがこういう認定された区域でありますよということで、広く世界あるいは国内のそういう関係者の方々に見ていただくということについては、大きく価値観が広がるものだというふうに認識しております。今の段階ではそういう考えであります。それについての財政負担等々がどのように発生するのか、維持するためにどういう財政負担と財政措置をしなければならぬのかということについては、まだ今のところ皆目見当がなされておられませんので、何とも言えないところがござります。それについては若干時間がかかるのかなというふうに思っております。よろしく願います。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） おとといの新聞に大崎市の産業経済部、足立産業振興局長の記事が載っておりました。インタビューの記事なんですけれども、メリットのことを聞かれて「稲作は食料としての米を生産販売する経済活動ですが、それだけではかえるものではない。地域の農産物のブランド化、環境保全型農業のさらなる推進、交流の活性化につながればよい」、そういうコメントを出しております。地域の活性化や、将来への期待と希望の持てるような取り組みにしていってほしいと思っています。また、最終的には貴重な地域の農業、それから文化を次の世代に確実に受け継いでいくことが重要であると思いますので、そのところはぜひ認定をもらえるようお願いしたいと、このように思います。

2点目に移ります。

今、生物多様性を高めようとする取り組みは、日本だけではないんですね。世界各地で関心を示しています。この背景には、世界で確認されているだけで現時点で1万3,700種の生き物が絶滅の危機に瀕していると報告されております。いわゆるレッドリストでございます。近年、メダカとかタガメなど水生昆虫も絶滅危惧種になっております。この原因は、我々人間が水田の乾田化、要は圃場整備ですかね、それから用水路のパイプライン化、排水路のコンクリート化、一番の原因は農薬の投入だと思います。実際、私山沿いに住んでいますけれども、このごろホタルも余り見かけなくなった。そういったわけで、農業の近代化による環境の変化によってもたらされた現状だと思います。今、田んぼの中に水草というのは余り見ないんですね。昔は水草が一面に浮いていたんですけれども、そういう水草の姿もないような現状でございます。そのようなところを生活場所とする動植物、多くの絶滅危惧種、レッドリストが見られるのは、ここ数十年の話ではないかと思います。日本だけのデータでは、平成19年の第3次リストで3,155種がレッドリストで報告されております。そして、平成25

年2月の第4次リストの取りまとめでは、422種増加して3,579種ということで、ここ五、六年で400もふえたと。これは大変深刻な状況だと思います。先週のニュースでも、ニホンウナギもレッドリストに入ったということで、この先、漁を規制されるとウナギも簡単に食べられなくなるかもしれません。このような数字を聞いて、町長はどのように感じるか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 先ほどお話ししましたように、生物多様性に今後取り組んでいながら、水田の環境保全に努めなければならないということについては、いろんな手だてというものがようになってくるものだというふうに思います。にもかかわらず、現実には農作物を収穫までに管理するためには、当然農薬、いわゆる菌と虫、害虫の駆除をしなければならないということが宿命な姿になるのかなというふうに思います。食べ物のウナギ等々については、保護・増殖というような姿もあるでしょうけれども、やはり生態系のバランスというものが当然必要だろうというふうに考えております。現実には保護団体等々がそれぞれの部門でNPOあるいはボランティア等々で活動しておりますけれども、その辺の方々の認識とアピールというものがいま一つないというか低調なのかなというふうに思っておるところでございます。

私ごとを言いますけれども、私は狩猟の免許をとって狩猟しておりますけれども、カモ類あるいはキジ、山鳥類等々についても、とるものはとるんですけども、保護・増殖もあわせてその団体あるいは人たちが取り組むということで、景観を保持しながら生物の保護・増殖に努めるということも課せられているわけでありまして。でありますので、農業の経営者、あるいは大小あると思いますけれども生産者の方々におかれましても、その辺のところを十二分に認識をしていただいて、進めていくということがこれからは求められているその姿ではなかろうかなというふうに認識しております。ぜひそういう面で、何か事あるときには駆除するだけが全てではなくて管理、害虫はやっぱり駆除しなければなりませんけれども、生物、そのようなものについては優しく取り扱うというのも我々今生活する上、あるいは生存する上でも必要な姿だろうなというふうに考えております。でありますので、先ほどいろんな圃場整備の工法にも工夫が課せられているということであるのかなというふうに考えておりますので、なお認識を私自身新たにいたしまして、いろんな会合あるいは立場の中で思いをつなげていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） 先ほどの答弁の中で、田尻地区の冬期湛水ですか、36ヘクタール、これは水張り面積を聞きましたら蕪栗沼と同じ面積ぐらいになると。年々こういったところから地区は意識が高くなって、そういう取り組みに高まっているのかなと思います。冬水田んぼでございますけれども、この技術というのは近代技術ではないんですね。元禄時代、1684年の会津の幕内村の佐瀬与次右衛門さんによって、会津農書に記されている農法のようなのです。370年前の江戸時代、冬水田んぼは既に実施されている記録があったというから驚きでありました。

そこで、今年度多面的機能支払という、農地・水と変わった名称で、その保全活動に12団体ふえて町域で20団体になったようですが、このような交付金を利用して環境保全活動を町域で取り組めるのではないかと。まず意識を高めることが大事だと思いますが、そのところはいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 今、議員さんのほうから多面的機能支払の関係で問い合わせがあったんですけれども、これは平成19年から始まった事業で、当時自民政権のときから始まった事業でございまして、そのときから始めたのが8団体ですね。8地域。それと、ことしになって新たな農業政策になりまして、農地維持活動と資源向上支払ですか、新たに創設になって、その後改編になった部分もございまして。それで、新たに農地維持活動に参加するという地域が16地区で、今手を挙げているところでございます。主な活動は、議員さんおっしゃるとおり今までやっていた江払いとか、農道の砂利敷きとか、そういう活動に直接補助されるものでございます。そういう補助金も水田の場合10アール当たり3,000円来ますので、かなり多額な金額が補助されるものでございますので、それを有効に活用していただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） ぜひこのような交付金を利用して、旧迫の改良区のほうで農地・水の活動の一環で生き物調査とか植栽活動、これは今でも継続して実施しています。農地維持管理ばかりでなくて、資源向上対策の面のほうでも活用させていただいております。こういう環境を考えた人と生き物に優しい農業、これは生物多様性農業でありますから、そういった意味では和の農業と呼んでもいいのかなと思います。和というのは穏やかとか和やかという、あとは仲よくするという意味もありますが、今和食も国際的に有名になっておりまして、和食があるんであれば和農もあってもいいのかなと。その和食の調理するときの「あえる」という言葉にも使っているようでございます。今は食に関して安全・安心なものづくりが重要視されております。それゆえに、生物多様性を大切にして、地域の人々の和と、生産者と消費者の和を大切にする、ふさわしい言葉ではないかと。2,000年以上も水田で米をつくってきたこの日本ですからね、優しい農業をこれからも目指すべきと思います。最後になりましたけれども町長、何かありましたら一言お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） やはり今最終に大友議員さんがおっしゃいましたように、共生というその姿で、人と生物と、あるいは自然との中で現在に至っていると。これは今後も続けて継承しながらやっていかなければならないということについては、当然我々の人間としての責務だろうなというふうに考えております。そういう面で、いろんなところに配慮をしながらやっていかなければならない、こういう時代に差しかかっているということが今求められているということでもありますので、私自身も十分認識をしながら、先ほどお話ししましたようにいろんな会議に出席した際にはその辺のアドバイス、あるいはひらめき等々に対しまして、お話をしてまいりながら、趣旨の理解を深めさせていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。（「終わります」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 昼食のため、1時まで休憩いたします。再開は1時です。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開いたします。

5 番杉浦謙一君、一般質問席へ登壇願います。

〔5 番 杉浦謙一君登壇〕

○5 番（杉浦謙一君） 5 番杉浦でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

私は、昨日国会で成立いたしました医療・介護総合法、このタイミングでいいんだか悪いんだかわかりませんが、その分の介護保険制度の見直しにつきまして特にご質問したいと思っております。

この制度見直しによりまして、今国会でさまざまな議論がされておりました。特に要支援を対象外にするということで、予防給付から移行いたします要支援者に対する事業、これが実施主体が市町村となりまして、現行の予防給付、ヘルパーさんの食事の調理、そして洗濯、掃除と、そういった点の予防給付がございますけれども、これが平成27年から段階的に、29年、3カ年で廃止にするというふうな新総合事業の中で実施することとなっているのがこの法律でございます。その点で、いろいろと問題はあるんだと思いますけれども、今回の見直し、平成27年が主にこれからなるとは思いますが、この見直しは一体どういった点で、これだけでありませんけれども、変更点、変わっていくのか、まずお聞きしたいと思います。

そして、2番目に特に要支援1・2の人たちが介護保険の予防給付が受けられなくなるということで、地域支援包括支援センター、そして新しい地域支援事業に町の裁量で決められるということで、サポーターなどで配食やボランティアでの見守りがありますけれども、これが使えるサービスが限定的になると思います。町としての今後の見通し、そして対策はあるのかお聞きいたしておきます。

そして、大きな点でございますけれども、福島第一原発の事故から3年3カ月が過ぎております。まず依然として処理のタンクからの高濃度の汚染水漏れは収束しておりませんで、現在に至っております。そんな中、宮城県にはすぐそばに女川原子力発電所がございます。女川原子力発電所の再稼働について、これまで町長がいろいろと態度を表明しておりましたけれども、その後町長の所見は変わらないのかどうか、お聞きしておきます。

そしてまた、次に原発にかかわる問題でございますけれども、5月21日に関西電力大飯原発3・4号機の再稼働差し止めを命じる判決を福井地方裁判所が出しております。福井県内外の住民189人が起こした訴訟でございます。2011年の東京電力福島原発事故以来、原発の運転差し止めを命じた判決は初めてだということでございます。この判決、全部しゃべるのは大変なことでございますけれども、特に一たび深刻な事故が起これば、多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な影響を及ぼします。この事業にかかわる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められてしかるべきであります。個人の生命、身体、精神及び生活にかかわる利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であります。人格権は、憲法上の権利であり、我が国の法制下ではこれを超える価値を他に見出すことはできません。生命を守り、生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求できるということで、この人格権というものが最優先されるということが特徴的でございます。この判決につきまして町長の所見を伺って、第1回目の質問といたします。

○議長（遠藤釈雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 一般質問最後の杉浦議員、いつになく元気な質疑かなと、質問かなというふうに聞いておりました。今一番幸せを感じている杉浦議員ではなからうかなというふうに、私もそれにあやかっ、しっかり元気に答弁させていただきたいというふうに思います。5番杉浦謙一議員の一般質問にお答え申し上げます。

項目1点目の「介護保険見直しについて」ですが、「見直しによって何が変わるのか」とのお尋ねでございます。改正の内容といたしましては、費用負担の公平化と地域包括ケアシステムの構築が大きな柱となっております。費用負担の公平化の観点からは、1号被保険者の住民税非課税世帯の方につきましては保険料の軽減割合をさらに拡大するものであります。また、保険料の上昇をできる限り抑えるため、これまで一律1割の利用者負担につきまして、一定以上の所得のある方の自己負担割合を2割に引き上げるものであります。さらに、施設入所に係る食費、居住費につきましては、住民税非課税世帯の方を対象に負担軽減を実施していますが、改正後は一定以上の預貯金等がある方は軽減対象とはしないものとするものでございます。これらの見直しが平成27年度から全国一律に実施される予定でございます。

次に、地域包括ケアシステム構築の観点からは、特に全国一律であった予防給付のうち、訪問介護、通所介護については市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業として、平成29年度までに移行しなければならないこととされております。

町としての見通しや対策についてであります。涌谷町といたしましては、現在予防給付費の訪問介護、通所介護を利用している町民の皆様の状況を確認し、必要なサービスを継続してまいります。また、既存のサービスに加え、地域の多様な事業主体の活性化も推進してまいります。その他、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定することとされており、在宅での生活支援についても近隣の動向も踏まえながら対応していきたいと考えております。

項目2点目の「女川原発再稼働について」でございますが、平成25年3月議会でもお答えいたしました。福島第一原子力発電所の事故は、世界でも厳しい基準に定めた安全指針に適合した施設であり、安全であると言われた施設で今回起きた事故であります。女川原発につきましては、平成25年7月8日に新規基準が施行されておりますが、福島原発事故の収束の兆しが見えない状況の中では、私自身再稼働を認めるわけにはいかないと考えており、これまでの見解と変化はございません。

また、平成25年度から緊急防護措置を準備する区域、いわゆるUPZ、これは30キロメートル圏内の区域でございますけれども、これを有する同じ環境にある自治体の首長が連携し、女川原子力発電所の安全性の確保及び原子力災害に対する広域的な構築を図ることを目的とした関係自治体首長会議がこれまで2回開催されておりますが、その会議においても福島原発事故から原発の安全神話は崩壊して、女川原発の事故が起きないという保証はないということを申し上げておりますし、これからもその思いでこの会議等々を進めてまいりたいというふうに思います。

先般、申し合わせという姿で話し合いが持たれましたけれども、稼働する稼働しないにかかわらず、そこに存在するということを最重要として取り組んでいこうじゃないかということについて、意見の一致を見たところでございますが、これはまだ具体的には公表されておられませんので、これ以上申し上げるわけにはいかないと考えております。いずれにしても、そういう考えでいるということをご認識いただければというふうに思います。

次に、関西電力大飯原発3・4号機の再稼働差し止め訴訟での福井地方裁判所判決についてでございますが、関西電力大飯原発3・4号機の再稼働差し止め訴訟の判決が、お尋ねのとおり5月21日に福井地方裁判所でありました。主文では、大飯原発3号機及び4号機の原子炉を運転してはならないとするものであり、原告側の勝訴となりました。この判決では、その後いろいろな見解を述べている立場の方々や団体がございますので、これについては最終判決という姿には今後ならないのかなというふうに私自身思っております。今後高裁あるいは最高裁までに被告側が持っていくものというふうに考えております。

いずれにしても、質問者がおっしゃいますように、初めてのこのような姿、いわゆる人道的な人格権が最優先されるものだ。電力が足りない、あるいはそういう状況があるからやらなければならないということ以上に、私が常々申し上げておりますように、やっぱり人の命は地球よりも重いんだということの原点がそういうあらわれになっているのかなというふうに認識しております。でありますので、福井地裁の判断は人格権、とりわけ生命を守り、生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的なおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や、差し止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権に基づいて侵害行為の差し止めを請求できることになるということに判断を下してございまして、原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったという裁判所の判断でございました。また、原発の再稼働が電力供給の安定性、コスト低減につながるとする被告の主張を退け、原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るものとしても、これを国富の流出や喪失と言うべきではなく、豊かな国土、そこに国民が根をおろして生活していることが国の富であるとしております。この判決は、原子力発電所の稼働による電気を生み出すための経済活動の自由は、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものであるとした判決の内容でもございました。

なお、福島第一原子力発電所の事故はいまだ収束の兆しさえ見えてこない状況にあります。また、過去の世界における事故も同様であります。原発事故が一たび起きれば、多くの人の生命、身体に大きな被害を与え、生活基盤を奪うなど、先の見えない悲惨な状況になります。ふるさとを追われ、家族との離散や、親戚あるいは隣人と会うこともままならない生活がいつまで続くのかを見通すことができない状況は、福島第一原子力発電所の事故により明白になりました。女川原子力発電所を30キロメートル圏内に有する当町で、断じてこのようなことがあってはなりません。私は町民の皆様の安全・安心を守る立場にある者として、国に対してこの判決を十分に尊重していただき、原子力発電所の再稼働ありきの姿勢を大きく転換するように今後とも強く求めるものでありますので、議員皆様のなご一層のご理解、ご協力をお願い申し上げ、5番杉浦議員への回答とさせていただきます。

判決の内容については、私の手元にあります。その内容等々は、あらゆる角度から判決を下しております。やはりそういう姿があるのかなというふうに私自身も考えておりますし、昨日の朝日新聞には「原発再稼働の前に」ということで、被害地元とまず向き合って対応すべきだと。福島原発の事故の被害に遭遇された町の町民のまず生活の再建というものを優先的に考えて、対応しなければ、先には進めることができない事業であろうというふうに社説に載っておりますけれども、まさに私自身もそのとおりでございましょう。曖昧なうやむやのうちに再稼働という姿であってはならないというふうに考えております。また、きょうの新聞でも、やっぱりエネルギー問題では再稼働ありきだというような記事も載っているようでございますけれども、私は断じてそうい

う姿になってはいけないというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） では、まず最初にお大変ありがとうございました。今後とも頑張ってもらいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2回目の質問とさせていただきます。

介護保険に関する、先ほど要支援の締め出しということで1回目の質問で述べさせていただきました。そして、特別養護老人ホームに入所できる方を原則要介護3以上にする問題がございました。認知症等の関係の方は相談の上、それ以外の方は原則要介護3というふうな状況でございますが、これまで多数の方が待機しており、現状を考えればさらにまた新たな待機者がふえるのかと思われませんが、厚生労働省は「中・重度を支える施設に重点化をする」と言っております。介護や医療を受けられない高齢者を結局多数生み出すということにやはりなりかねません。特養ホームのかわりに厚生労働省が力を入れるというサービスつき高齢者向け住宅、これは介護施設ではございませんで、医療・介護などのサービスを提供する職員がいるという住宅でございます、家賃、食費など月20万円ぐらいかかると。負担できる人が入所できるというのが大前提でございます。

さて、質問でございますけれども、先ほど要支援の1・2ですね、当町でこれの影響を受ける方がどのぐらい発生するのか。平成27年に予測されると思っておりますが、それとまた特別養護老人ホーム、要介護3以上にするとまた締め出される方もおられると思っております。その点で、涌谷町でのこの締め出しされる方の人数というのは把握されているのかどうか。まず数字の点でございますけれども、質問させていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 福祉関係で答弁させていただきたいと思ひます。なかなか理解できない部分があるかと思ひますが、答弁させていただきたいと思ひます。

最初の質問でございました介護保険制度の改正でございます、全国一律の予防給付が市町村に回って移行されてくる形で多様化されてくる形になりますが、段階的に平成29年度末まで市町村で対応していかなければならない部分でございます。その部分につきましては、地域の実情に合わせまして一定程度時間をかけて、対象となります市町村の判断でボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、そういったところへのシフトを図っていかなければならないものだと思っております。それで、円滑な移行を行うために、指定業者の指定等、それから単価等についても今後考えていかなければならない部分でございます。

2回目で質問ございました人数的なものでございますが、今現在通所介護を受けている方につきましては31名、それから訪問介護につきましては27名という状況でございますが、それから特別養護老人ホームのほうの要介護3以上の入所ということでございますが、その分につきましては現在入っている方につきましてはそのまま継続あるいは3から2とかに下がった場合もそのまま継続して入れる状態でございますが、今後介護保険計画なり、そういった部分で検討していかなければならない部分と捉えております。それで、現在施設入所の部分で特別養護老人ホーム、要介護1につきましては4名、それから要介護2につきましては8名の入所と捉えております。

以上でございます。

○議長（遠藤釈雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 3回目でございます。先ほどご答弁いただきました通所介護31名、あと訪問介護27名というところで、まず一番心配されるのはそういった方のサービスがどういうふうな、27年度さらにふえるとは思いますが、そういった対象の方がやはり締め出されるのか、その点ではやっぱり行政がどれだけのことを考えていらっしゃるのか、やはりそういう点では必要なこれからの施策が大事だと思います。ただ、全てを賄いますと、一番心配されるのは介護保険料が上昇すると。また、今後町として介護保険料も見直しになるだろうと思いますけれども、やはりこの影響。町全体でこれを賄うというふうになりますと、保険料の上昇になるのではないかと思いますけれども、その点でどういったことを考えていらっしゃるか。町長がいいのか福祉課長がいいのかわかりませんが、考えをお願いします。

○議長（遠藤釈雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） ただいまご質問いただいた件につきましては、町のほうに流れてくるわけですが、先ほどちょっと申し上げましたようにボランティアさんを使ったり、NPOを使ったり、民間企業を使ったりという部分で、介護保険制度サービスの提供でございますので財源構成は変わりませんけれども、市町村の価格設定と申しますか、業者の指定あるいは単価につきましても市町村で独自に定められるようになっておりますので、その辺につきましては総合事業へのサービス移行推進を行いまし、現在の制度より安い形でサービス提供できればという形で、国の狙いといたしまして費用の効率化ということも考えておるようですので、今まで一定基準であったものを民間とかボランティアさんを頼んだことによつて軽減化が図られるものと、今後の検討になりますが、その辺検討してまいりたいと思っております。

○議長（遠藤釈雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 保険料に関しては、やはり全国的にこれは上昇するというのは誰が見ても予想されると思います。まして今度介護保険の利用料が、基準は年金収入が280万円以上、夫婦なら359万円という基準がありまして、1割が2割に引き上げられるということで、この基準が適用されるとこれまたこの利用をするのがしんどいという状況になると思います。これもちょっと数字はわかりませんが、こういった点も影響がありますし、ましてや介護保険料の問題、せっかく職員が収納率を上げるために努力をしながら、また上がっていくとこれまた収納率が下がっていくのではないかと心配もございます。

また、非課税世帯の方の特養ホームの入所でございますけれども、居住費と食費が、これは補足給付というのがありまして、食費を軽減しているのはあります。ただ、資産を持っている場合にはこの軽減が受けられないというのが新たな制度でございましたね。そういった点で、この影響はあるのかどうかですね。先ほどの保険料の問題、そして介護保険の利用料が1割から2割になる方がいるのか、当町の状況はどうなのでしょう。ちょっとお聞きしておきます。

○議長（遠藤釈雄君） 税務課長、収納率の関係で、現在の。これ答弁できますか。

休憩します。

休憩 午後 1時31分

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 保険料につきましては、これから介護保険の事業計画の見直しがありますので、そちらのほうで実績をもとに決定していきたいと思っております。

続きまして、1割から2割への影響ということなんですけれども、年金収入が280万円を超える方となりますので、涌谷町は保険料が第1段階から第6段階までで設定しておりまして、その中で今回これに該当される方は第6段階の方全部と、それから第5段階の方の一部となります。人数としましては500人ぐらいを見込んでおります。全体の10%ぐらいとなります。

続きまして、補足給付の見直しということなんですけれども、施設利用者の食費、居住費の非課税世帯の方の軽減をなくすということなんです、これは預貯金が1,000万円以上あった場合となります。その方の影響なんですけれども、涌谷町では施設利用者は180人ぐらいいて、そのうち130人ほどが非課税ということで、この軽減を受けております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） やはり一定の数の方が影響を受けるというのがわかると思っております。この点では、国の施策でございますけれども、やはり町長に太いパイプがあるのであれば一番いいんですが、やっぱり物を申すときは言うべきものは言わなければいけないのではないかと。ましてやこの問題は介護事業、やはり当町でも絶対に見落とすことができない施策でございます。どこに物申すかというのはなかなか大変でしょうけれども、やっぱりその点ではひとつ中央にも一言物申さなければいけないのではないかとと思うんですが、町長の見解をお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） この法律はつい最近、きのう、おとといあたりに参議院を通過したということで、法律として広く公布されるような状況になりました。でありますので、国の施策として下命と言うとおかしいんですが、法律になってそれを施行するというのは、我々自治体の仕事なのかなというふうに考えております。でありますので、それとあわせながら、これまで14年間の介護保険事業の歴史がございます。そういう姿で推移した経過の中で、涌谷町がとりわけ介護保険料を抑えに抑えてきた経緯があります。これは町独自の姿づくりということでやってきましたので、抑えることが幾らかできたのかなというふうに考えております。

あわせて、介護保険に頼らない姿づくりというものが大きな町の事業の姿ではなかるかなというふうに思っております。元気で、介護保険に頼らない方々が町民に大勢いるということが町の施策であろうかというふうにも考えておりますので、第6次の介護保険事業とあわせて、今後の事業を進める傍ら、そういう姿づくりもしてまいらなければならないのかなというふうに考えております。

物申すその姿につきましては、機会があれば変更できる部分、あるいは改正できる分野があればお話をさせていただければというふうに考えております。今のところ具体的に計画の策定中でございますので、どのような

数値があらわれてくるのかわかりませんが、先ほどお話ししましたようにできるだけ介護者を出さないような姿をつくっていくのが政策ではなかろうかなというふうにも思っております。6月1日に「健康寿命100歳を目指す町」を宣言しましたので、今健康な、我々もいずれはその時代に入るわけでございますけれども、そういう元気な元気な姿づくりをするのも町の特徴づくりの姿なのかなというふうに今考えておりますので、ぜひご理解のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） では、大きな2番目の質問をさせていただきます。

女川原発再稼働につきましては、町長の見解は変わらずということで、お聞きいたしました。そしてまた、大飯原発の差しとめの福井地裁の判決のお話もありました。町長の手元にはその判決主文がございますけれども、また答弁で触れておりませんが、結局原発の判決主文にあるんですが、原発技術の危険性ということ、そしてその被害の大きさ、これが福島原発事故を通じて十分に明らかになったと述べられております。「原発では、一旦発生した事故は時の経過に従って拡大していくという性質を持つ。このことは運転停止によって被害拡大の要因の多くが除去される。他の技術と異なる原発に内在する本質的な危険」だということで、この危険性が述べられております。そしてまた、前から町長もお話ししておりますけれども、安全神話を断罪しております。全国で20カ所にも満たない原発のうち、4つの原発に5回にわたり想定した地震度を超える地震が平成17年、2005年以後10年足らずの間に到達しているのが現実でございます。「この地震大国日本で、基準値震度、想定される最大の地震の揺れを超える地震が大飯原発に到達していないというのは、根拠のない楽観的見通しにしか過ぎない。その上、基準地震度によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じるというのであれば、そこでの危険は万が一の危険という領域をはるかに超える、現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は、原発が有する本質的な危険性について余りにも楽観的と言わざるを得ない」ということで、安全神話を断罪しております。

そして、これは町長が触れておりました。コストの問題でございました。つまり、コスト優先を拒否しております。私も町長の言うとおりの、人の命をコストではかかってはいけないと思うのでございます。その点では、やはりこの判決は町長がこれまで言っていた主張をそのまま載せたような形になっています。また、環境問題にも触れております。「環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである」と述べられております。これが判決主文でございます。

「大飯原発から250キロメートル圏内に居住する者は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められることから、これらの原告らの請求を認容すべきである」と結論づけております。つまり、大飯原発から250キロメートル圏内に住んでいる人たちの人格権というものを尊重すると。ということは、女川原発から、先ほどUPZをお話しされていましたが、30キロメートル圏内です。涌谷町も大谷地と短台の一部が入りますけれども、250キロメートルというと北は青森、岩手の県境、そして西は日本海まで入ってしまうんですね。そういった人の人格権を尊重しているのが今回の判決でございますから、我々涌谷町全体も、そして宮城県全体もやっぱり人格権というのを尊重されなければいけないというのが今回の話でございます。

時間がないのでございますが、決して私たちは少数ではないと私は思っています。道理を尽くせば少数が多数

になるというのがこれまでの可能な定説ではないかと思えます。最初は我々の主張は必ずしも日本全国から一握りだとは思っていません。これがやがてはこの判決のようにだんだん浸透していくのではないかと思えます。ですから、これが最高裁まで行くかわかりませんが、町長は常に命の問題を語っております。その点ではこの点、今後少数が多数になるという点ではいかがでしょうか。最後にお聞きをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） びたっと質問を締めくくっていただきました。ありがとうございます。

考え方につきましては、さきに述べたとおりであります。ただ、杉浦議員さんのイデオロギー的な考えと、私の考えということで、立場が違うんじゃないかと思われる方々もおられると思えますけれども、私は無心になって考えて、そしてまた先ほどお話ししましたように町民の生命を第一義に守る立場にある首長といたしましては、当然その姿で対応していかなければならないものだというふうに認識、今後もそういう思いで仕事をさせていただきたいというふうに考えております。

いろいろな見方の人がいるということについては、先ほどお話ししましたけれども、やはり何回でもお話ししますけれども、人間がこの世に生を受けた以上は、最大尊重すべき、尊重されるべき大事な事柄なんだと。でありますので、何をもってしても命より重きに置きかえることはできないということは、この判決文と全く同じ姿でございます。

30キロメートル圏内に2地区が、大谷地と短台地区が入っております。住民数837人がここに居住しているわけでございますけれども、ご案内のように福島事故のときに宮城県あるいは涌谷町が影響がなかったかという、相当大的な影響があつて、今でも汚染牧草あるいは汚染稲わら等々の処分の行方も決まってはいませんし、特に山沿いのほうにはいまだに汚染土のおそれがあるということで、タケノコ、キノコ等々が採取できないような姿になっているという状況であります。風が吹けば、風に乗ってその方向の風向きに沿って進む、雨が降れば雨と一緒にその土あるいは水に浸透する、そういう姿でございますので、稼働する稼働しないにかかわらず、そこに存在するというだけで我々はしっかりとした危険な施設があるんだということをこれからも認識した上で対応していかなければならないのかなというふうに考えております。

国、県のほうでも原子力災害対策編という防災計画の見直しの案はつくらせていただいておりますけれども、具体的な避難、あるいは避難路の確保ということについてはいまだに自治体任せでありますので、どうにもならない姿が今あります。現実に県のほうでも、これは各自治体に任せたとするような姿でありますので、我々といたしましても待つことなく、その辺の姿づくりと、そして道路整備等々で足りないところにつきましては、国等々に大きな声で呼びかけていかなければならないのかなというふうに思っております。でありますので、震災当初から福島第一原子力発電所の事故に伴って、その対応というものは一番最後まで、ゆくゆく先々までこの事犯の対応にかかるのが行政の課題だろうというのが今の私の気持ちでございます。これからもそういう面ではよろしくご指導賜りながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で一般質問を終了いたします。

◇

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤釈雄君） 日程第2、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、地方自治法第180条の規定により、涌谷町町税条例の一部を改正を行いましたので、ここにその報告をいたすものでございます。

主な内容といたしましては、軽自動車税の見直し、法人住民税法人税割の税率の引き下げ等、法改正に伴う改正を行ったものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 税務課長。

○税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、定例会の議案書3ページから15ページまでになります。

それから、新旧対照表の1ページをお開きください。

それからもう一つ、6月の会議資料の中で、13ページに報告第1号の資料をつけておりますので、この3つを使って説明をしたいと思えます。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きください。

まず、説明に入る前に今回の改正の概要について申し上げてから、条文の改正の内容を説明したいと思います。今、町長の提案理由でもお話ししたように、改正点が大きく分けて4つございました。

まず1点目は軽自動車税の見直しでございます。これにつきましては、軽四輪車及び小型特殊自動車の標準税率を1.5倍、その他のものについては1.25倍に、平成27年度から引き上げるものでございます。

それから2点目は、町法人税の見直しでございます。これにつきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税8%段階において法人住民税の法人税割の税率を引き下げるものでございます。この改正は平成26年10月1日以降に開始される事業年度から適用されます。

それから3点目、復興支援のための税制上の措置でございます。これにつきましては、東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた地域における土地及び家屋に係る固定資産税の課税免除措置が1年間延長となるものでございます。

それから4点目については、その他税源軽減措置等でございます。内容等は、新築住宅に係る固定資産税の軽減措置の2年延長です。

以上4点が大きなものとなっております。それ以下のものにつきましては、引用条項の変更や文言の追加・削除でございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きください。

1ページの23条、市町村税の納税義務者等の第2項につきましては、外国法人の転移規定の明記でございます。第3項については地方税法施行令の法律番号の記載でございます。

中ごろをごらんください。33条、これは引用条項の番号ずれを直すものでございます。

それから下のほうの34条の4、これは法人税の税率の引き下げ、先ほど話したようなものでございます。

それからその下、47条の2については文言の追加と削除によるもの、それから第2号以下を繰り上げるものでございます。

次の2ページをお開きください。

2ページの下の方でございます。47条の5、年金の仮特別徴収の算定方法の見直しでございます。内容につきましては、年間の徴収税額の平準化を図るために、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1相当にするとしたものでございます。

次の3ページをお開きください。

ちょうど中ごろになります。第48条、これは法人の町民税の申告納付ということで、文言の追加と削除でございます。

第5項については、引用条項の追加、引用条項の変更と用語の変更でございます。

4ページをお開きください。

第52条第1項、これにつきましては引用条項の追加でございます。

その下、第57条、これについても引用条項の番号のずれでございます。

次の5ページをお開きください。

59条、これも引用条項の番号のずれでございます。

その下、軽自動車税の税率、第82条、先ほど話したものでございますが、第1号から第3号まで、軽自動車税の標準税率を引き上げるものと、区分の削除でございます。資料のほうを見ていただきたいと思います。これを表にしたのがこのような形になります。資料の13ページ、これが82条の第1号、第2号、第3号とあります。それで、上のほうから原付で50cc以下、それから50ccから90cc、90ccから125cc、ミニカーとあって、現行が書いてあります。改正がその約倍近くなりますけれども、1,000円から2,000円とか、そのようになるということでございます。これについては、平成27年度から新しい税として適用になります。

それから、第2項、三輪と四輪ですね、乗用と貨物用、これにつきましては、改正がこれまで普通軽乗用車ですと7,200円なのが1万800円になるということですが、これについては平成27年、来年の4月以後の最初の新規検査を受けるものから適用になるということで、今現在持っているものについては現行の税率でそのままいくということでございます。ただし、来年の4月以降に新しく新車を購入した場合には、新しい税金がかかる。その後ろに重課税率とあって、改正となって数字が載っています。4,600円、8,200円、1万2,900円。これにつきましては、13年以上乗っているとこのような税金に変わるということで、グリーン化を国のほうでは進めたいということで、13年以上のものについては税金を高くするというような形になります。

それから、その下の小型特殊自動車とあって、農耕作業用、それからその他とありまして、これは1,600円と4,700円のもの、2,000円と5,900円に来年から新しくするものでございますが、この分については各自治体のほうの判断で金額を定めることができるということで、国のほうから言われました。それで、涌谷町としてもそのままにするのか上げるのかということでいろいろ検討した中で、1市2町、美里町、大崎市と協議をさせていただいて、この金額にしました。国のほうでは1.5倍上げるのが妥当だろうということであったんですが、1

市2町で協議したら1.25倍の中で今回改正をしたらどうだということで、この額にしております。

それでは、新旧対照表にお戻りください。

6ページになります。

第4条の2については、租税特別措置法の改正に伴う引用条項の変更と文言の修正でございます。

それから、次の7ページの第6条に関しては削除でございます。

ここから削除がずっと続きますが、これについてはこれまで条例として載せていたものが国のほうで見直しをかけまして、課税標準の計算の細目を定めたものであることから、条例の性格を踏まえた削除となりますということで、条例にこういう細かいものまで載せなくていいということで、国のほうで削除するということになりましたので、7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページの上のほうまでですね、これを全て削除するというところでございます。

それから、12ページの7条の4については、引用条項の条ずれでございます。

それから、8条につきましては特別措置の適用期間の変更によるものです。27年から30年まで延長するものでございます。

それから13ページについては、これはちょっと複雑なんですけれども、これまでの10条の2の中にあったものに、第1項、第2項、第3項を新設、そして今まであったものを後ろのほうにずらす、それから第7項、第8項を新設というような形で、条文が入ってございます。

それから、その下の10条の3については、第9項、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物に対する固定資産税の減額について、町長に対して行う申告を定めたものでございます。

次の14ページをお開きください。

中ごろに附則第16条、これは新設です、先ほど説明した初めて車両ナンバーの指定を受けてから13年を経過した軽四輪車等について、おおむね20%の自由化を行うものですということで、先ほど13年以上乗ると高くなると言いましたけれども、これはグリーン化を進める観点からこのような形で条例に載せるということになりました。

その下の16条の3については、法附則第33条の2第5項の改正に対応した規定の整備でございます。

次の15ページの中ごろですね、第2項、これは法附則第33条の2の第6項の改正に対応した規定の整備でございます。

それからその下、第3項についても同じようなもので、追加されたことに伴うものでございます。

それから16ページのちょうど中ごろ、17条の2については特例措置の適用期間の更新に伴う用語の変更でございます。26年から29年になるということです。

それから、17ページのちょうど中ごろになります。これは附則第19条ですが、文言の修正と引用条項の変更でございます。

それから、18ページの下の方です、附則第19条の2につきましては、先ほど申したように計算の細目を定めたものであるからということで、削除し、新たに法附則第35条の2第5項に対応した規定を新設するものでございます。

その次、19ページがその変更でございます。

それから20ページの附則第19条の3、これは新たに法附則第37条の14に対した規定を新設するものでございます。これは非課税の口座内株式等の譲渡に係る町民税の課税の特例ということで、株式会社等の定めでございます。

次のページをお開きください。

21ページ、ちょうど中ごろになります、旧附則の第19条の4から旧附則の第20条は、単に課税標準の計算の細目を定めたものであるから、これを削除しますということで、先ほど申し上げましたようにこの辺は削除、削除ということになります。

次の22ページについても削除になります。

23ページも削除でございます。

24ページについても削除になります。

25ページも削除になります。

26ページも削除になります。

27ページの上のほうまで削除です。

それから、次の旧附則第20条の2は、旧附則第20条ということで、削除になった分は条ずれがありましたので、20条となりますということでございます。

次のページをお開きください。

28ページのちょうど中ごろになります。附則第20条の3については削除となるものでございます。

次の29ページも削除になります。

30ページ、第20条の2については、旧附則第20条の4は附則第20条の2となり、第2項、第5項、第6項において引用条項、条ずれと文言の追加となるものでございます。

次の31ページも同じもので変わっていきます。

32ページも同じでございます。

それから33ページについては、旧附則第20条の5は削除しますと。その下旧附則第21条も削除になり、旧附則第22条が第21条となり、第1項が削除となり、第2項が第1項となり、引用条項が変更されるものでございます。

34ページ、これが旧附則22条の2が附則第21条の2となり、引用条項のずれを整理するものでございます。

それからその下の23条については、23条、それから附則23条の2、附則第24条は削除となります。

次のページの23条の2は削除、それから次の36ページも削除、37ページの24条も削除という形になって、38ページ、下線の部分が全部削除になります。それから、旧附則第25条が附則第22条になり、旧附則第26条が23条になるということでございます。

次のページをお開きください。

これは別記についても全部削除になるということでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

議案書の11ページをお開きください。

ちょうど中ごろ、施行期日でございます。附則の施行期日の規定でございますが、平成26年4月1日から施行

するものでございますが、今回の改正においては条項ごとに平成26年、27年、28年、29年と幅広い年次で施行期日が定められておりますので、ただし書きにおいて各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するということの規定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告第1号は終了いたしました。

休憩いたします。再開は2時20分といたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時20分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開いたします。



◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤釈雄君） 日程第3、報告第2号 専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、地方自治法第180条の規定により涌谷町国民健康保険税条例の一部改正を行いましたので、ここにその報告をいたすものでございます。

主な内容といたしましては、国民健康保険税賦課限度額及び軽減制度の改正等でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 税務課長。

○税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、議案書の18ページをお開きください。

それから、定例会資料の14ページも開いて準備をお願いしたいと思います。

それから、新旧対照表の42ページからになります。

初めに、今回の改正の概要について申し上げてから、条文の改正内容を説明したいと思います。

今回の改正につきましては、大きく2点の改正がございます。

まず1点目は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を現行の14万円から16万円に、それから介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の12万円から14万円に引き上げるものでございます。

それから2点目につきましては、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象者を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等を行うものでございます。現在、最高限度額が77万円ということになっておりますので、先ほど言った14万円から16万円、12万円から14万円ということになると、最高限度額が81万円ということになります。

それでは、新旧対照表の前に簡単に資料のほうで説明をさせていただきます。

資料の14ページになりますが、改正前と改正後ということで、このグラフを見ていただくと一目瞭然でございますが、現行については応能応益50%、50%の中で7割、5割、2割の軽減、このようになっておりましたが、改正後については限度額を引き上げるためにこれまで高所得者、例えば所得が1,000万円、2,000万円ある方々については普通に計算していくと税金が国民健康保険で100万円くらいになるんですけども、ただ限度額が77万円ということで、77万円になっていました。そういう方々については、今度は81万円になるということです。その多く入った分を所得の中間層の方々の軽減を拡大して、少し下げようというような法律の改正でございます。

それからもう一つが5割軽減、2割軽減の基準の見直しということで、点々があつて矢印が下のほうに向いていますけれども、その軽減の基準を少し見直そうということで、まず5割軽減の方々についてはこれまで世帯主を除く保険者数となっておりますが、今回は世帯主も入れて計算をしていくということで、控除がふえるということになります。それから、2割軽減の方々については現在までは35万円だったものが控除額を45万円にして、軽減をもたらすということで、5割の軽減の方々の幅もふえる、それから2割の軽減の方々の幅も拡大して、国のほうでは400万人くらいその対象者がふえるだろうというシミュレーションをされております。

それでは、新旧対照表の42ページをお開きください。

第2条でございます。第2条の第3項については、先ほど話したように後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の14万円から16万円に引き上げるものでございます。

第4項については、介護納付金課税に係る限度額を現行の12万円から14万円に引き上げるものでございます。

その下のほうに第18条があります。第1項については引用条文の変更の規則第24条の37第1項が第24条の36になるものでございます。

次のページをお開きください。

43ページの上のほうになります。第23条、国民健康保険の全額ということで、第23条、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を16万円に、介護納付金課税額に係る限度額を14万円に引き上げるというものでございます。

その下、第2号、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含めるものでございます。

次の44ページのちょうど中間ごろです、(3)となっておりますが第3号でございます、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の35万円から45万円に引き上げるものでございます。

次のページをお開きください。

これはちょっと先ほど説明したものには関係ないんですが、上場株式等に係る配当所得等ということで、所得の算定の基準でございます。附則第3項については、法附則第35条の6の改正に対応した文言の修正でございます。

ます。

その下の第6項についても、法附則第37条の改正に対応した文言の修正でございます。

46ページのちょうど中ごろになりますが、第7項についても法附則第37条の改正に対応した規定を新設するものでございます。

その下の旧附則第8項及び第9項の規定は、次のページになりますが削除するものでございます。

それから、47ページの旧附則第10項の規定が附則第8項となり、旧附則第11項の規定は削除となるものでございます。

それから、その下の9、10、11とありますが、これは旧附則第12項、それから旧附則第13項、旧附則第14項、旧附則第15項、旧附則第16項、旧附則第17項が項番号の繰り上げで附則第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項となるものでございます。

それから、48ページの下の方、旧附則の18項は削除するものでございます。

49ページまで削除になります。

それでは、議案書の20ページにお戻りください。

施行期日でございます。平成26年、ことしの4月1日から施行となってございます。適用区分については、改正後の規定は平成26年度以後の国民健康保険税に適用となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。4番。

○4番（久 勉君） 5割軽減、2割軽減の拡大ということなんですけれども、たしか25年度の実績で、詳しい数字はちょっと今持っていないのであれなんですけど、軽減世帯、宮城県の平均でたしか40何%、涌谷は50%ぐらいだと記憶していますけれども、今回の枠の拡大によって全国で約400万人というんですけれども、涌谷町ではどのくらいふえるのかというのはいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時32分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

税務課長。

○税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 今現在、涌谷町の対象者について7割軽減が917人の29.2%、それから5割軽減が266人の8.5%、それから2割軽減が454人の14.5%となっておりまして、ちょっとシミュレーションではっきりした数字はつかめていないんですが、2%くらい上がるだろうということでございます。金額で、涌谷町の場合で2割軽減を適用したものについては調定見込みで約350万円のマイナス、税収が減ります。それから、5割、2割は全体で約600万円ほど税収が減る試算になってございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番(久 勉君) 今の29.2%、8.5%、14.5%というのは、足すと52.2%なんだけれども、これは25年度の実績。「(「そうです」の声あり) そうですね。ただ、全体で2%ぐらい上がるというのは全体で54%ぐらいになっちゃうということ。それで600万円減収するけど、この600万円は国から来るといふことなんですよ。丸々は来ない。

○議長(遠藤稔雄君) 税務課長。

○税務課参事兼課長(佐々木忠弘君) 先ほど話したのは25年の6月時点の賦課時点での実績でございます。

それから、先ほど話した金額については、人数的にはまだはっきり出ておりませんが、今の中でシミュレーションしていくとそのくらいの額になるだろうという予想でございます。

○議長(遠藤稔雄君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) これにて質疑を終結いたします。

これで報告第2号は終了いたしました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長(遠藤稔雄君) 日程第4、報告第3号 専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(安部周治君) 報告第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ640万円を減額し、総額を89億6,027万5,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず歳入におきましては地方譲与税や利子割交付金等の各種交付金において、確定に基づきそれぞれ増減いたしました。また、地方交付税におきましては、震災復興特別交付税を含む特別交付税の額が確定いたしましたことから、増額いたしております。国庫支出金、県支出金につきましては、事業費等の確定によりそれぞれ増減をいたし、財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額分を減額いたしましたものでございます。町債につきましては、事業の確定により借入額に変更が生じたので、農業生産基盤整備事業債ほか、それぞれ減額いたしましたものでございます。

次に、歳出につきましては、各種基金等の利子を積み立てたほか、国県支出金等特定財源を伴う各種事業費についてそれぞれ増減の補正をいたしております。

詳細につきましては担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(遠藤稔雄君) 総務課長から順次説明をお願いします。

○総務課参事兼課長(城口貴志生君) それでは、補正予算書の46ページをお開きください。

まず先に人件費を説明いたします。

46ページは特別職でございます。この表の下の方、比較の欄をごらんください。

報酬で43万3,000円の減額でございます。これは参議院議員選挙、宮城県知事選挙に係る投票管理者等報酬、

それから障害判定審査会委員報酬の執行残について、県支出金とあわせて減額を行ったものでございます。

続きまして、47ページをお開きください。

一般職でございます。一番上の表ですけれども、給与費の中の職員手当で404万7,000円の減額です。手当の内訳につきましては、2段目、3段目の表をごらんください。時間外手当と管理職特別勤務手当で減額となっております。これは参議院議員選挙、それから宮城県知事選挙の執行残について、県支出金とあわせて減額したものでございます。

5ページにお戻りください。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 5ページでございます。

第2表繰越明許費補正、繰越明許費の変更ということで、道路維持事業ほか6事業につきまして、事業の進捗等によりそれぞれ増減をいたしてございます。

それから、第3表地方債補正でございますが、農業生産基盤整備事業、災害公営住宅整備事業、小学校屋内運動場整備事業、災害援護資金貸付金、それぞれ事業費の確定等に伴い補正、減額をいたしております。

それでは、8ページ、9ページをお開きいただきます。

歳入でございます。

2地方譲与税から、次の10ページ、11ページ、地方交付税まで、それぞれ3月補正後に確定をいたしまして、増減をいたすものでございます。この中で、特に11ページにございます一番下の段、特別交付税でございますが、2億4,115万5,000円ということで、大幅な増でございますが、これは震災復興特別交付税と大崎広域のごみ処理施設の災害復旧事業に係る分、涌谷町一括算入ということで、涌谷町で歳入し、大崎広域行政事務組合のほうに負担金として支出したものでございます。

それでは、次の12ページ、13ページをお開きいただきます。

○総務課参事防災交通室長（小島 昭君） 11款交通安全対策特別交付金でございます。27万1,000円の増でございますが、交付額の確定によるものでございます。

○町民医療センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 14款1項1目2節児童手当負担金、確定に伴い431万5,000円の減額を行うものでございます。

7節障害者福祉費負担金、自立支援医療費の確定に伴い、64万円の減額を行うものでございます。

2項2目4節障害者福祉費補助金、事業の確定により183万5,000円の減額を行うものでございます。

終わります。

○町民生活課長（泉沢幸吉君） 次の9節災害廃棄物処理事業費補助金、細節1災害廃棄物処理事業費補助金292万3,000円の減額ですが、事業費の確定により減額するものです。

○上下水道課参事兼課長（安田富夫君） 次に、3節環境衛生費補助金、⑤循環型社会形成推進交付金につきまして、額の確定によりまして42万9,000円の減額をするものでございます。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 6節住宅費補助金、社会資本整備総合交付金13万3,000円の増額につきましては、耐震改修設計の交付金の増額による確定によるものでございます。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次のページをお願いいたします。

7目教育費国庫補助金で1節の学校費補助金から3節の幼稚園費補助金までにつきまして、3月補正後事業費

確定によりそれぞれ増減をいたしたものでございます。終わります。

○町民生活課長（泉沢幸吉君） 次の3項委託金1目総務委託金2節戸籍住民台帳費委託金④中長期在留者住居地届出事務委託金の3万円でございますが、確定により減額するものです。

次の民生費委託金1節社会福祉費委託金①国民年金事務委託金26万2,000円の増額ですが、額の確定によるものです。

○町民医療センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 2節児童福祉費委託金、確定による3,000円の減額を行うものでございます。

15款1項1目3節児童手当負担金、国庫負担金と同様に確定により101万8,000円の減額を行うものでございます。

障害者福祉費負担金、国庫負担金と同様に自立支援医療費の確定により32万円の減額を行うものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

○総務課参事防災交通室長（小島 昭君） 2項県補助金1目総務費県補助金1節総務費補助金でございます。①交通安全指導員設置補助金1万6,000円の減額でございますが、指導員1名の減によるものでございます。

○町民生活課長（泉沢幸吉君） 次の②消費者行政活性化事業補助金24万7,000円の増額ですが、事業費の確定によるものです。

○総務課参事防災交通室長（小島 昭君） ⑦消防防災施設等整備事業費補助金で22万7,000円の減額ですが、事業費の確定によるものでございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 細節11緊急雇用創出事業補助金、事業費の確定に伴い1,871万6,000円減額するものでございます。

○町民医療センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 2目民生費県補助金4節児童福祉費補助金①乳幼児医療費、⑦母子・父子家庭医療費につきましては、それぞれ実績見込みにより増減を行うものでございます。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次に、子ども・子育て新制度補助金431万4,000円の増額でございますが、新制度施行に向けての準備経費に対する事業費補助金確定により増額をいたすものでございます。終わります。

○町民医療センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 5節障害者福祉費補助金⑩、⑫、⑮、⑯、⑰でございますが、それぞれ補助金確定に伴い減額を行うものでございます。終わります。

○町民生活課長（泉沢幸吉君） 9節災害廃棄物処理基金補助金①災害廃棄物処理基金補助金の86万円の減額ですが、額の確定によるものです。

○町民医療センター健康課長（熊谷健一君） 3目衛生費県補助金⑨健康増進事業補助金、⑫食育実践地域活動支援事業補助金、⑭風疹ワクチン接種費緊急助成事業補助金、これら全て確定によるものでございます。終わります。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、4目農林水産業費県補助金③農業経営基盤強化資金利子助成事業費補助金から、一番下の①松くい虫防除事業補助金まで、額の確定によるものでございます。

⑨の強い農業づくり交付金につきましては、J Aみどりの涌谷カントリーエレベーターで導入しましたコンタ

ミ導入の契約差金でございます。

終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 18ページ、19ページをお開きください。

住宅費補助金、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金12万5000円の減額につきましては、事業確定による補助金の減額でございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 3節土地対策費補助金①土地利用規制等対策費交付金3,000円の増につきましては、交付決定によるものでございます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、3項1目4節選挙費委託金、参議院議員選挙、それから宮城県知事選挙、額の確定によりそれぞれ減額を行ったものでございます。終わります。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） 次に、6目教育費委託金2節社会教育費委託金⑥被災ミュージアム再興事業委託金8万7,000円の減、⑥協働教育プラットフォーム事業委託金83万9,000円の減、⑦宮城県放課後子ども教室推進事業委託金80万5,000円の減、いずれも額の確定により減額したものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 1節の利子及び配当金でございますが、①の財政調整基金利子から⑱の震災復興基金利子まで、それぞれ年度歳入額の確定に伴い増減をいたしたものでございます。

それから、次の20ページ、21ページ、18款繰入金2項基金繰入金1節財政調整基金繰入金1億8,000万円につきましては、今回の補正に伴い減額をしたものでございます。

それから、2目減災基金繰入金につきましても、今回の補正により減額をしたものでございます。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、①農業高齢者肉用牛貸付基金繰入金10万円でございますが、分納分の償還があったため、繰り入れを行うものでございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 12目震災復興基金繰入金でございますが、年度事業費確定に伴い3万2,000円の増額をしたものでございます。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして①肉用牛特別導入事業基金繰入金195万円の減額でございますが、当初3頭分計上いたしましたが、導入者がいなかったため、減額いたすものでございます。

続きまして①農業高齢者肉用牛貸付金元利収入10万円でございますが、繰入金を収入とするものでございます。終わります。

○町民医療センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 5項5目雑入3節過年度収入⑥障害者自立支援給付費補助金及び⑩障害児施設給付費負担金につきましては、精算により増額となったものでございます。終わります。

○町民生活課長（泉沢幸吉君） 続きまして⑱災害廃棄物処理事業費補助金精算交付金3,709万4,000円の増額ですが、24年度分の額の確定によるものです。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 次の22ページ、23ページ、町債につきましては、5ページ第3表で説明したとおりでございます。

それでは、24ページ、25ページをお開きいただきます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、2一般管理経費114万2,000円の減額です。障害者の方の雇用につ

いて計上しておりましたが、実績により減額したものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 次の2目文書広報費、広報公聴費の委託料、情報発信強化業務委託料につきましても、緊急雇用創出事業の事業分として252万5,000円減額するものでございます。

それから、5の企画費、企画調整経費、社会保険料と臨時事務補助員賃金でございますが、これにつきましても緊急雇用創出事業で補助の要件に合致しないために対象者が見つからず、減額をするものでございます。

それから、次の3基金管理経費でございます。25節積立金、ふるさと涌谷創生基金積立金4万3,000円の減額でございますが、減額後の平成25年度末基金残高でふるさと涌谷創生基金残高でございますが、1億3,978万8,000円になるものでございます。

それから、庁舎建設基金積立金2,000円の増額に伴いまして、年度末基金残高でございますが1億2,000円でございます。

それから、震災復興基金積立金150万2,000円の増額でございますが、増額後の年度末基金残高見込みが7,107万2,000円となるものでございます。

次の26ページ、27ページ、11目土地開発基金費でございます。28節繰出金9万5,000円の増額でございますが、増額後の土地開発基金の現金分の残高でございますが、3,863万9,000円になるものでございます。

それから12目財政調整基金費でございます。25節積立金62万5,000円の増額でございますが、増額積み立て後の財政調整基金年度末残高が12億3,307万5,000円になるものでございます。

それから減債基金費、25節積立金でございますが、7,000円の増額でございます。増額後の減債基金年度末残高が3億81万1,000円となるものでございます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、選挙費、参議院議員選挙費で398万9,000円の減、それから29ページをお開きください、宮城県知事選挙費で358万6,000円の減でございます。いずれも3月末に県のほうから県支出金の額の確定通知を受けて、予算の補正を行ったものでございます。終わります。

○町民医療センター健康課長（熊谷健一君） 30ページ、31ページをお開き願います。

3款民生費1項1目2社会福祉事務経費631万2,000円の減額でございますが、国保会計への繰出金で実績の確定で減額したものでございます。終わります。

○町民医療センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 3目老人福祉費1在宅老人福祉経費、老人保健施設事業会計負担金、訪問看護ステーション事業会計負担金につきましては、会計制度改正に係るシステム改修分の交付税増額によるものでございます。

基金管理費、保健福祉基金積立金につきましては、利子分を積み立てるものでございます。積み立て後の金額は912万8,000円となるものでございます。

○町民医療センター健康課長（熊谷健一君） 5の介護保険対策経費81万2,000円の減額でございますが、介護保険会計への繰出金で、実績の確定で減額したものでございます。終わります。

○町民医療センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 32ページ、33ページをお開きいただきます。

1在宅障害者福祉費につきましては、委託料、補助金、助成金につきまして確定見込みにより増減を行うものでございます。

6障害者自立支援費、障害判定審査会委員報酬につきましては、確定により減額を行うものでございます。

扶助費、障害者が能力、適性に応じ自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る給付の実績見込みにより増減を行うものでございます。

2項1目3児童手当支給経費につきましては、児童手当支給の実績見込みより635万円の減額を行うものでございます。

終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次に、6目保育所費2保育所管理経費で193万1,000円の減額につきましては、緊急雇用創出事業補助金確定に伴います関係経費について減額いたしましたものでございます。終わります。

○町民生活課長（泉沢幸吉君） 次の34ページ、35ページをお開きください。

3項災害救助費1目災害救助費、災害救助経費でございます。委託料の災害廃棄物処理委託料1,371万2,000円の減額ですが、震災瓦れきのアスベスト含有物の処理委託料が予定より安価でできたための減額でございます。

次に、21貸付金500万円の減額でございますが、当初1,000万円を予定しておりましたが、2件分の500万円を貸し付けし、確定したものでございます。これまでの平成23年から25年までの貸し付け件数は46件で、8,917万円を貸し付けております。

終わります。

○町民医療センター健康課長（熊谷健一君） 4款衛生費1項2目1予防接種経費13節委託料33万9,000円の減額と、次の19節負担金補助及び交付金5万円の減額でございますが、それぞれ風疹ワクチン予防接種の実績の確定によるものでございます。

続きまして、4目疾病予防対策事業費の1疾病予防対策事業経費13節委託料35万5,000円の減額でございますが、県補助金の健康増進事業対象健診の実績の確定によるものでございます。

終わります。

○町民生活課長（泉沢幸吉君） 次の36ページ、37ページをお開きください。

2項清掃費1目じんかい処理費のじんかい処理経費でございます。負担金及び交付金につきましては、大崎地域広域行政事務組合負担金の額の確定によるものです。

次のし尿処理経費の負担金補助及び交付金につきましても、額の確定によるものです。

終わります。

○町民医療センター総務管理課長（浅野孝典君） 4項医療福祉センター費3目病院費1病院対策経費20万1,000円の減額でございますが、公営企業会計制度改正に伴います病院に対する負担金の額の確定に伴いまして、20万1,000円の減額をお願いするものでございます。以上です。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 6款農林水産業費1農業振興対策事業費④補助交付金、農業経営基盤強化資金利子助成事業費補助金、次の強い農業づくり交付金、歳入でご説明いたしましたが、確定により減額するものでございます。

次の2基金管理経費①積立金、農業振興奨励金積立金12万8,000円の減額と、次の①繰出金、農業振興奨励基金繰出金13万円につきましては、安部卓爾記念農業振興奨励基金の利子分2,000円を含めて組み替えをお願いするものでございます。ふるさと・水保全基金積立金につきましては、確定によるものでございます。

次のページをお開きください。

1 畜産振興事業費①貸付金、肉用牛特別導入事業貸付金、歳入でもご説明いたしましたが、導入者がいなかったため、減額するものでございます。

次の2 基金管理経費、①繰出金、肉用牛特別導入基金繰出金、これは確定によるものでございます。

次の1 水田農業構造改革対策事業経費④補助交付金、環境保全型農業直接支援対策交付金でございますが、取り組み面積確定により減額するものでございます。

終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続きまして、40ページ、41ページをお開きください。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路維持費 1 道路維持補修事業費の委託料 4 万円の減額ですが、公共施設環境整備委託料として、シルバー人材センターの契約額確定による減額でございます。

続きまして、住宅費 1 目住宅管理費 2 基金管理経費、積立金4,000円の増額ですが、公営住宅基金積立金の預金利子分を増額するものでございます。

以上です。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） 42ページ、43ページをお開き願います。

5 項社会教育費 1 目社会教育総務費19節負担金補助及び交付金④補助交付金、元気わくやふれあい町づくり補助金164万4,000円の減でございますが、歳入でご説明しましたとおり県支出金の協働教育プラットフォーム事業、それから宮城県放課後子ども教室推進事業の額の確定により、同額を減額したものでございます。

次のページをお開きください。

3 目文化財保護費 1 文化財保護経費で 9 万5,000円の減額でございます。歳入で説明しました県支出金、被災ミュージアム再興事業の額の確定により減額したものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 14款予備費につきましては、歳入歳出の差額67万3,000円を増額したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で説明は終わりました。

これより補正予算全般についての総括質疑を行います。質疑ございませんか。2番。

○2番（只野 順君） 補正全般に対してなんですが、25年度一般会計補正予算に関しまして、当初で67億円の予算を組みまして、第15号まで補正ということで、毎回上げていますけれども、月1回ぐらいのペースでこの回数は果たしてどうなのか。当初から比べて、予算を組む場合、そもそもの金額の差も含めまして、取り組む場合の対応というものをまず教えていただきたいと思えます。

それから、当初予算の意義がなくなるのではないかと。最初組んだときに、項目の中でもあるんですけれども、80万円とかそういう金額が出ている項目もありますけれども、それは最初の見込みが甘いのではないかと、あるいは前年度の実績をきちんと把握していないのではないかとということがありますので、当初予算の性格あるいは町民の要望、そういった予算組みをしているわけなので、それが崩れるという形が見られますので、この点について質問したいと思います。

それから、第3点は追加項目が多くて、涌谷町の状態に合っていない。増額決算で入ってきますけれども、その理由もわかりましたら質問したいと思います。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） ただいまのご質問、当初予算が67億円で、今回の補正第15号で89億6,000万円、さらに補正予算が15回にもわたるといことで、多過ぎるのではないかと、それから当初の見込みが過小なのではないかというご質問でございますが、今回の補正を見ていただければわかりますように、特に涌谷町の、涌谷町ならず地方全般なんです、地方交付税というのはやっぱり歳入の根幹にあるかと思えます。それで、地方交付税については当初では当然国なりから示されたシミュレーションの算式で試算をしておりますので、これは必ずしも前年の実績がこれだけあったから翌年度これだけ来るとい性格のものではございませんので、これの補正については非常に慎重を要するといのが、これがもし来なかった場合、これは一般財源分となりますので、もうその分財政調整基金のほうから崩さないと予算編成できないとい性格のものでございますので、これについてはやっぱり慎重な積算が必要になるために、こういった形にならざるを得ないといのが実情でございます。

それから、補正の回数が多いのではないかというお話ですが、国のほうで地域元気臨時交付金であるとか、がんばる地域交付金、要は景気浮揚であるとか震災復興であるとか、そういった制度を創設して、それを年度途中で地方のほうに情報を流し、それに対応するための補正をするといことで、それから震災復興等もございまして、なかなか当初では予算化できない項目等もありまして、そういったその情報が確定し次第補正予算を行うといことで、こういった回数も多いですし、金額的にも当初から見ると大分多くなるといような予算編成をせざるを得ないとい状況でございます。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（只野 順君） 今、この間震災関係、あるいは復興関係で国からの交付税等々入ってきている中での予算だから、補正が多くなるのも仕方がないというお話のようです。それは理解するといたしまして、細かい項目に関しては決算のときに詰めていきたいと思えますけれども、やはり各課、自主財源で行っている事業なんかに関してはきちんと見直しをかけながら予算組みをして、方向性をつくっていく方向で考えたほうがよろしいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 自主財源ということでのお話でございますが、町長の当初のお話等でもあるように、例えば平成25年度予算におきましても当初から財政調整基金2億1,800万円崩しながら予算編成をするような状況でございますから、その自主財源でもってやっている事業については非常に絞り込んで絞り込んで、なおかつ財政調整基金から2億円1,800万円繰り入れをしながら予算編成をしておりますので、これ以上ちょっと盛り込もうといのは、例えば地方交付税を過大に見込むとか、そういった手法もあろうかと思えますが、ちょっと健全な財政運営ということを考えてるとそういった手法は非常に危ない状況なのかなと。と申しますのも、地方にも財源がございませんが国のほうもあれだけの特例公債、要は赤字国債を打ちながら国の予算も編成している状況、それで自主財源のうちの町税も思ったほど伸びないとい状況であれば、国からの交

付金等に頼らざるを得ないというところで、金のない国のお金を当てにして予算編成をするというのは非常に危ない財政運営になるかと思しますので、そういった手法はちょっと用いられないというのが現状でございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。11番。

○11番（長崎達雄君） 標準財政調整基金積立金の残が12億3,307万5,000円でありますね。当町の標準財政規模が48億円だと思うんですね。そうすると、12億3,000万円というのはため過ぎでないですか。やはり道路の改修、町民から随分要望がありますね。それは必要最小限の事業として、この基金を取り崩してやるべきでないかと。大体いろんな本を見ると標準財政規模の1割をためていけばいいと。そうすると、2億1,000万円取り崩してもやれると思うんですね。例えば10億円ぐらいに抑えて、2億円ぐらい道路改修に回せないんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 3月会議でお認めいただきました平成26年度当初予算において、2億8,000万円取り崩しをして予算を組んでおります。それから、道路につきましても建設課のほうから要求が上がってきた中で緊急度の高い順、それから需要の高い順にそれぞれ予算化をしておりますので、そういった箇所については十分工事ができる平成26年度予算になっていると財政サイドでは見ております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これより歳入歳出の質疑に入りますが、歳入の質疑は全般でございますが、歳出の質疑についても歳入と同様に全般質疑としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

それでは、歳入から入ります。歳入全般についての質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、歳出に入ります。歳出全般についての質疑ございませんか。8番。

○8番（門田善則君） 1点だけなんですけれども、畜産振興事業費の貸付金、導入者がいなかったということで、せっかくこういう事業があつて、導入者がいなかったというのはすごく残念に思うんですけれども、課としてはどう思っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） この件に関しては、営農センターの畜産担当2名と、あと行政の畜産担当3名で、そういう心当たりのあるところを逐次回っております。それで、たまたま25年度につきましては導入者がいなかったんですけれども、26年度も3頭分予算をお願いいたしまして、今現在2頭分が貸し付け状態になっております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） ぜひこの制度を利用させていただいて、農家の戸別所得も上げていただければいいのかなと思いますので、担当は大変だと思いますけれども、ぜひふやしていただくよう努力を願いたいと思います。終わります。

○議長（遠藤釈雄君） ほかにございませんか。2番。

○2番（只野 順君） 25ページの総務管理費なのですが、臨時事務員の補助金ということで、障害者の雇用ということで総務課長が言っていますけれども、やはり障害者の雇用を役場がきちんとやらなければならないと前に議長さんなんかもお話しされているわけなので、予算組みしているので、積極的に障害者の雇用も含めまして予算化しているわけですので、積極的に町が、やっぱり健康と福祉の町、障害者自立支援法も出てきていますので、そういった方面で予算執行していただきたいなと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） ただいまは貴重なご意見ありがとうございます。今回、25年度の最後の補正ということで、こういった結果になりました。障害者の方の雇用につきましては、法定雇用率といいますが、法律にのっとって充足するようにずっと努力してまいりまして、ハローワークのほうにずっと募集をかけておりました。25年度はたまたま何とか勤めていただいたんですが、やはりいろんな部署がございますけれども、体の状況もございまして、頑張っていたんですが、1年間分予算はとっていたんですが、休みがちだったりとかで、最終的には1年間分だったんですがこれで見ますとおり3分の1ぐらいの実績になってしまったわけでございます。ただ、26年度に入りまして、おかげさまで何とか法定雇用率を達成することができております、現時点で。もし今後につきましても体の調子が悪いとかそういったことでお辞めになるようなことがあったとしても、法定雇用率を達成するように新たな人を積極的に雇用をしていきたいというふうに考えております。終わります。

○議長（遠藤釈雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告第3号は終了いたしました。



◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤釈雄君） 日程第5、報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第4号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ845万9,000円を減額し、総額を24億6,201万円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、歳入では保険給付費及び各拠出金に係る国庫支出金等の確定に伴う増減でございます。国庫補助金の特別調整交付金では、経営努力分として3,600万円が交付されたものでございます。また、財政調整基金繰入金では、歳入歳出差引額を戻し入れしたものでございます。

歳出につきましては、国の特別調整交付金の直営診療施設整備分が認められたため、国保病院会計繰出金を増額いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民福祉医療センター健康課長（熊谷健一君） それでは、予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、町長の提案理由にもありましたように確定に伴う増減でございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目財政調整交付金の普通調整交付金7,152万円の減額でございますが、普通調整交付金は市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、保険給付や各種拠出金等の支払いに必要な調整対象需要額と市町村の所得水準、医療費水準に応じて算出した理論上の保険料収入額の調整対象収入額の差額が交付額となるものでございます。しかし、次にご説明する特別調整交付金で東日本大震災による財政負担増加分が交付されましたので、この分は普通調整交付金の調整対象需要額から減額となるため、その結果普通調整交付金が減額されたことが主な理由でございます。

次に、特別調整交付金1億7,367万6,000円の増額でございますが、東日本大震災による医療費窓口負担免除分と財政負担増加分に1億675万2,000円、経営努力分に3,600万円、直営診療施設の整備に2,614万3,000円などが主な理由でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

5款県支出金2項県補助金2目財政調整交付金の2号交付金1,494万7,000円の増額でございますが、特定健診の受診率向上分に707万6,000円、国保税の収納率向上分で325万円、それから医療費窓口負担免除分で403万円などが主な理由でございます。

次に、7款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金875万3,000円の減額と、2目保健財政共同安定化事業交付金3,277万8,000円の減額でございますが、一般被保険者のレセプト1件当たり30万円を超えた高額分が見込みより少なかったのが主な理由でございますが、後で出てきます歳出の7款共同事業拠出金も同様の理由で減額していますので、歳入が減った分歳出も減っているものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。

9款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金8,966万6,000円の減額でございますが、歳入歳出の差額でございます。平成25年度末の基金残高は2億9,102万9,000円となるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款総務費から6款介護納付金までは財源の組み替えでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いします。

7款共同事業拠出金1目高額医療費共同事業拠出金の724万6,000円の減額と、2目保険財政共同安定化事業拠出金の2,716万5,000円の減額でございますが、歳入の7款でご説明したとおりの理由でございます。

次に、16ページ、17ページをお願いします。

10款諸支出金1目直営診療施設勘定繰出金2,614万3,000円の増額でございますが、特別調整交付金算入分を国民健康保険病院事業会計に繰り出したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告第4号は終了いたしました。



◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤釈雄君） 日程第6、報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、総額を4億4,660万7,000円といたしましたものでございます。

主な内容につきましては、公共下水道事業債のうち利息が4%を超える借り入れについて平成25年度のみ繰り上げ償還が認められたもので、その繰り上げ償還に係る特別措置分が変更となったことから、50万円の減額をいたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（遠藤釈雄君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告第5号は終了いたしました。



◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤釈雄君） 日程第7、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4万円を増額し、総額を15億838万円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、歳入では国庫支出金等の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、介護保険給付基金預金利子を同基金に積み立て措置をいたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（遠藤釈雄君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告第6号は終了いたしました。



◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、報告第7号 専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、他会計補助金の確定により収益的収入及び資本的収入を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、報告第7号 平成25年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページから説明いたします。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入に414万2,000円を追加するものでございます。

第3条におきまして、予算第4条で定めた資本的収入に国保直営診療施設に対する国民健康保険特別調整交付金の交付決定を平成26年3月31日付で受けましたので、8項他会計補助金として2,180万円を追加するものでございます。

第4条におきましては、予算第9条で定めた国民健康保険事業勘定特別会計から病院会計補助を受ける額を3,014万3,000円に改めるものでございます。

それでは、予算書4ページ、5ページをお開き願います。

収益的収入の補正でございます。

1款病院事業収益2項医業外収益2目補助金でございますが、国保から交付されます国保特別調整交付金の決定を受けましたので、434万3,000円の増額をいたしましたものでございます。

3目負担金交付金につきましては、会計制度改正に伴います一般会計からの負担金の額が確定したことにより、20万1,000円の減額をいたすものでございます。

収益的収入の補正でございます。

3款資本的収入8目他会計補助金1目他会計補助金につきましては、国民健康保険特別調整交付金として平成24年度末に終了いたしました病棟改修等におきます療養環境の改善という補助金名目で2,180万円の交付決定を受け、補正増いたしましたものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告第7号は終了いたしました。

◇

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、報告第8号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、一般会計負担金の確定による収益的収入を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、報告第8号 平成25年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページから説明をいたします。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入から11万8,000円を減額いたしましたものでございます。

それでは、補正予算書4ページ、5ページをお開き願います。

収益的収入の補正でございます。

1款老健事業収益2項事業外収益3目負担金交付金につきましては、病院会計同様、会計制度改正に伴います一般会計からの負担金の額が確定したことにより、11万8,000円の減額をいたしましたものでございます。

以上で説明を終了します。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告第8号は終了いたしました。

◇

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、報告第9号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第9号の提案の理由を申し上げます。

本案は、一般会計負担金の確定による収益的収入を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告第9号は終了いたしました。



◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、報告第10号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成25年度の議会におきましてお認めをいただいております道路維持事業ほか8事業の繰越明許費総額11億6,744万5,000円を平成26年度に繰り越しいたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長等から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、涌谷町議会定例会6月会議議案書36ページをお開きいただきたいと思っております。

平成25年度涌谷町繰越明許費繰越計算書でございます。平成25年度涌谷町一般会計補正予算第2号、第9号、第10号、第14号で設定いたしました道路維持事業ほか8件、ただいま町長の提案理由にありましたように11億6,744万5,000円につきまして、繰り越しをいたしましたものでございます。それで、設定時と比べましてその後の事業進捗等によりまして、金額が11億6,744万5,000円に確定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告第10号は終了いたしました。



◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、報告第11号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成25年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）においてお認めいただきました繰越明許費について、公共下水道建設事業の汚水管渠工事で751万4,000円を平成26年度に繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 上下水道課長。

○上下水道課参事兼課長（安田富夫君） それでは、報告第11号 平成25年度涌谷町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にございましたが、報告第5号においてもお認めいただきました繰り越し事業でございます。内容につきましては、渋江地内災害公営住宅関連における公共下水道汚水管渠工事におきまして、年度内完成が困難でありましたことから、その工事費につきまして751万4,000円を26年度に繰り越したものでございます。終わります。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告第11号は終了いたしました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第13、議案第55号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第55号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、また子どもの健康増進を目的として子ども医療費の助成の範囲を中学校終了までに拡大するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 議案第55号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書39ページ、それから新旧対照表50ページをごらんいただきたいと思います。

条例第2条中、12歳を15歳に改正するもので、3月会議の当初予算の説明の中でお話しさせていただいておりますが、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の助成について対象を小学校終了の12歳から中学校終了の15歳に引き上げを行うものでございます。

当初予算につきましては、6カ月分の所要額を計上させていただいておりますが、今回は条例について整備するものでございます。

議案書39ページをごらんいただきます。

附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 涌谷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、議案第56号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第56号の提案の理由を申し上げます。

本案は、去る3月議会において議決をいただきました美里町と公の施設の区域外設置及び利用について協議が終了したことから、涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について提案するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課参事兼課長（安田富夫君） それでは、議案第56号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表の51ページでございます。

ただいま町長の提案理由にございましたように、去る3月議会において美里町との公の施設を設置・利用することの協議についてお認めいただきました。そのことから、美里町との協議が済みましたので、このたび水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について提案するものでございます。

新旧対照表、改正後でございますが、第2条第2項に新たに下線部分を追加する一部改正条例案でございます。議案書にお戻りいただきます。

40ページ、附則、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 涌谷町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

-----◇-----

◎散会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本日の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

-----◇-----

◎散会の宣言

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時39分